



# ウィズプラン

(市川市男女共同参画基本計画)

令和8年度～令和12年度  
市川市



## はじめに

市川市では、1982（昭和57）年に「婦人担当室」を総務部に設置して以来、男女共同参画に関する計画の策定や、活動拠点となる女性センター（現 市川市男女共同参画センター）の開設、男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催や情報発信など、様々な取組を行ってまいりました。

近年、男女共同参画基本法や育児介護休業法（※1）、DV防止法（※2）等の施行により、育児休業やDVに対する理解は着実に深まり、さらにコロナ禍を経て、働き方や生活スタイルの多様性を認め合う意識も広がりつつあります。

一方で、共働き世帯の増加や女性の社会進出が進む中であっても、日本における女性管理職の割合は諸外国と比較して依然として低い水準にとどまっています。また、夫婦間における家事・育児時間の偏りなど、引き続き根強い固定的な性別役割分担意識の解消が求められています。

この度、2008（平成20）年に策定した市川市男女共同参画基本計画の期間満了に伴い、現状や課題を踏まえた見直しを行い、本市の男女共同参画をさらに力強く推進するため、新たな計画「ウィズプラン」を策定いたしました。

本プランは、「人権の尊重」という基本理念を踏まえ、『男女共同参画の推進』、『あらゆる暴力の根絶』、『多様性への理解促進』という3つの考え方を包括した計画となっております。

一人ひとりが基本的人権を尊重し合い、あらゆる場面において男女共同参画が実感できる社会、そして誰もがそれぞれの立場で活躍したいと思える活力ある市川市の実現を目指し、本プランに基づく施策を展開してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたりご尽力いただきました市川市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見を寄せていただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

※1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

市川市長 田中 甲





基本目標Ⅲ すべての人がいいきと暮らせる社会の実現 .....	43
個別課題6 多様性を認め合う社会の実現	
個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現	
指標一覧 .....	53
参考資料	
用語説明 .....	61
関係法令 .....	64
男女共同参画社会基本法	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
市川市男女共同参画社会基本条例	
年表 .....	90



# 第1章 ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画)の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)とされています。

現在の社会状況は、進行する少子高齢化や国際化、家族の在り方や就労形態の多様化など、生活のあらゆる面で急速に変化しています。

こうした社会構造の劇的な変化の中で、すべての市民が互いに人権を尊重し、能力を発揮し、生き生きと生活していくためには、より一層、男女が共に様々な分野で活躍し、積極的に参画していける社会づくりが必要です。

このような社会づくりを目的として、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画、以下「本プラン」)を策定するものです。

「ウィズ」は、「男女ともに」「古いも若きも」「すべての人がともに」、という意味が込められており、男女共同参画を推進する上での拠点施設「市川市男女共同参画センター」の愛称でもあります。



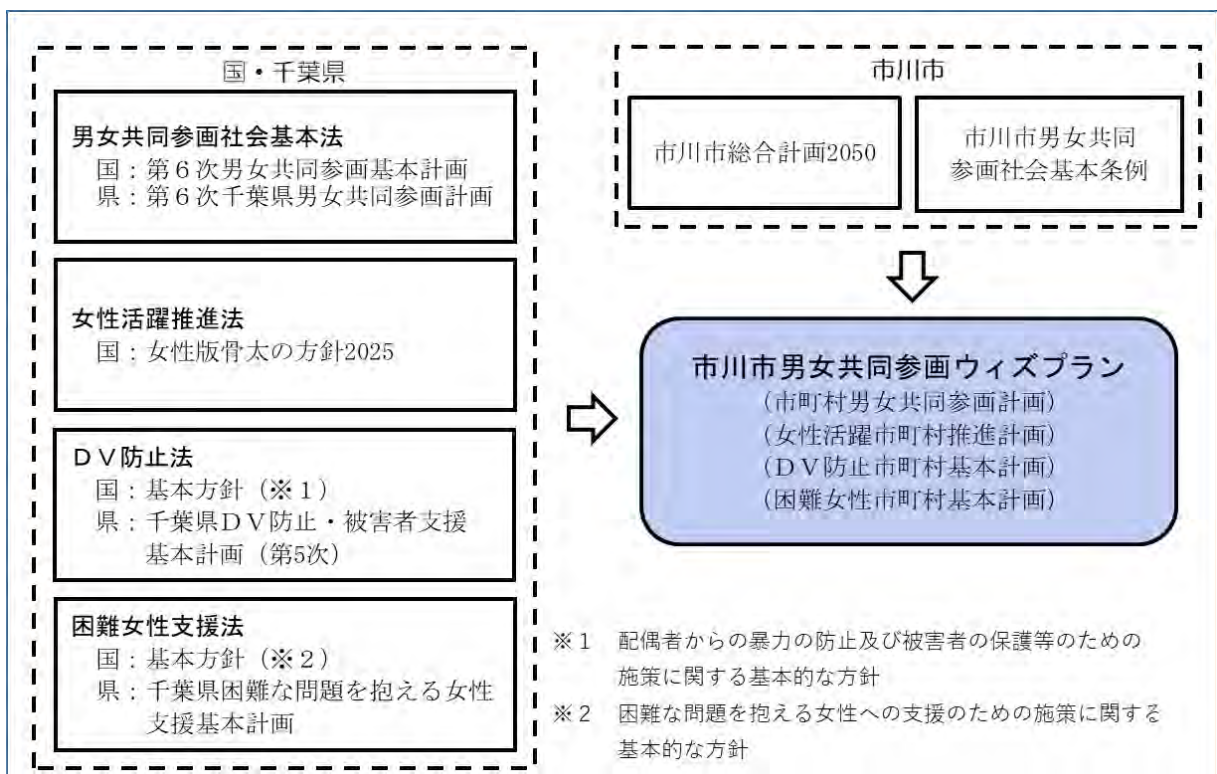
▲市川市男女共同参画センター  
「ウィズ」のシンボルマーク

## 2 計画の位置づけ

○本プランは、市川市男女共同参画社会基本条例第8条の規定に基づく「基本計画」であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

○本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」の一部を兼ねるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」の一部を兼ねるものとします。

○本プランは、「市川市総合計画」との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

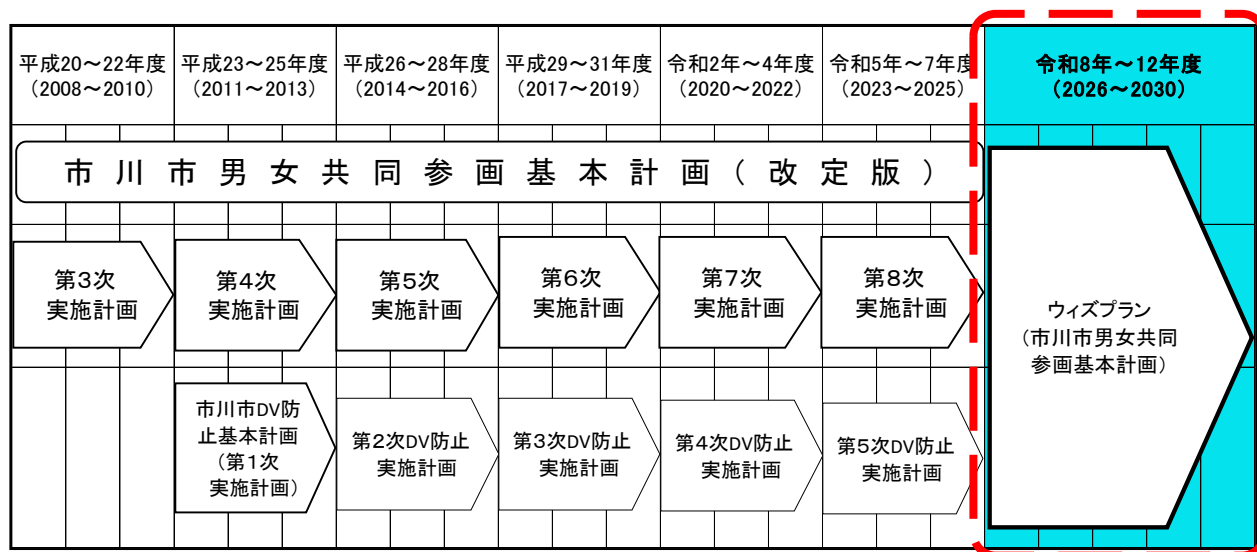


※本プランでは、関連法規を以下の略称で記載します。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ⇒ **女性活躍推進法**
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ⇒ **DV防止法**
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ⇒ **困難女性支援法**

### 3 計画の期間

本プランの期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



### 4 基本理念

市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、

「性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認め合いながら  
対等な立場で参画でき、誰もが安心して暮らせる社会を実現する。」

ことを基本理念とし、男女共同参画を推進します。

## 第2章 男女共同参画社会について

### 1 国際連合の取組

- 1970(昭和50)年 女性差別をなくす世界的な取組の中で、「国際婦人年」が提唱され、「世界行動計画」が採択され、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と定められました。
- 1979(昭和54)年「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択(1981年9月発効)されました。この条約に基づき、女子差別撤廃委員会は毎年開催されています。
- 1985(昭和60)年 国連婦人の10年最終年世界会議が開催されました。
- 1994(平成6)年 国際人口開発会議及び1995(平成7)年の世界女性会議において、「リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、声明が出されました。
- 2005(平成17)年から5年ごとに女性の地位向上委員会が開催され、国連社会理事会へ、勧告・報告・提案等を行っています。
- 2011(平成23)年 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である「UNWomen」が発足しました。

### 2 国の取組

- 1975(昭和50)年 総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977(昭和52年)には「国内行動計画」を策定しました。
- 1985(昭和60)年 「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 1987(昭和62)年 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996(平成8)年 「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 1999(平成11)年 「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌2000(平成12)年、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が制定され、2026年4月に第6次計画の

開始となります(予定)。

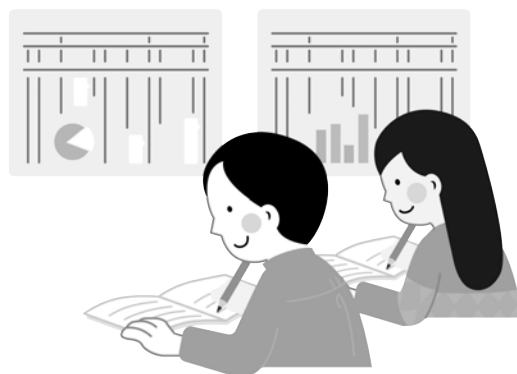
- 2001(平成13)年 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「DV防止法」が制定されました。
- 2005(平成17)年 5年間の基本方針と施策をまとめた「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。その中で2020(令和2)年末までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするなどの数値目標の設定がされました。
- 2015(平成27)年 「女性活躍推進法」が10年の時限法で施行されましたが、令和7年に10年延長されることが閣議決定されました。
- 2023(令和5)年 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。
- 2024(令和6)年 日常生活又は社会生活を営むに当たり困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、「困難女性支援法」が制定されました。
- 2026(令和8)年4月より、「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行にあわせ「男女共同参画基本法」の改正も予定されています。国立女性教育会館の機能強化に合わせ、地方自治体の男女共同参画センターを「関係者相互間の連携と共同を促進するための拠点」として位置付けるものです。

### 3 千葉県の取組

- 1996(平成8)年に男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」(1996(平成8)年度～2000(平成12)年度)が策定されました。
- 2001(平成13)年 「千葉県男女共同参画基本計画」が策定され、2026年4月に第6次計画の開始となります(予定)。
- 2024(令和6)年 男女共同参画の推進を含む「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。

## 4 市川市の取組

- 1982(昭和57)年 国連、国、千葉県の動きを受けて総務部に「婦人担当室」を設置、1988(昭和63)年、「男女平等社会への市川市行動計画」を策定、1991(平成3)年、男女平等の活動拠点となる「女性センター」を開設しました。
- 1995(平成7)年 社会情勢の変化に伴い、前計画に女性問題は同時に男性の問題でもあるという視点を取り入れた「男女共同参画型社会への市川市行動計画」が策定されました。その後、2002(平成14)年には、「市川市男女共同参画基本計画」が策定されるとともに「市川市男女平等基本条例」が制定されました。
- 2006(平成18)年 2005(平成17)年の国の男女共同参画基本計画策定を踏まえ、「市川市男女平等基本条例」を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。
- 2008(平成20)年 2006(平成18)年に市川市男女共同参画社会基本条例を制定したことから、条例との整合性を図るため、「市川市男女共同参画基本計画」の改定を行いました。
- 2011(平成23)年 市川市男女共同参画基本計画で対応していたDV対策を、総合的かつ計画的に進めるため、DV防止法に基づき、「市川市DV防止基本計画(第1次実施計画)」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を有しました。
- 2019(令和元年)年 すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、「多様性を尊重する社会を推進するための指針」を策定しました。
- 2022(令和4年)2月 誰もが自分らしく生きることができるとして、「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を施行しました。現在は、県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結するとともに、全国のパートナーシップ制度実施自治体で構成される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、それぞれの自治体で同様の制度を利用している方の転入出に関する手続きの省略を可能としています。
- 2025(令和7年)年 犯罪被害者等の権利利益の保護及び早期の回復を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とした、「市川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



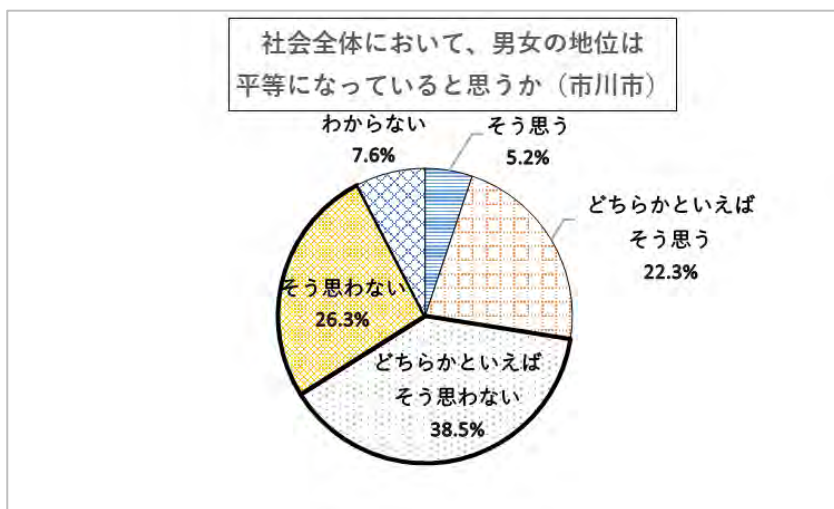
### 第3章 市川市の現状と課題

#### 1 現状と課題

#### 解消に至っていない男女の地位の不平等感

男女の地位は平等かというアンケートでは、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」との回答割合が半数を大きく上回っており、男女の不平等感の解消に至っていません。

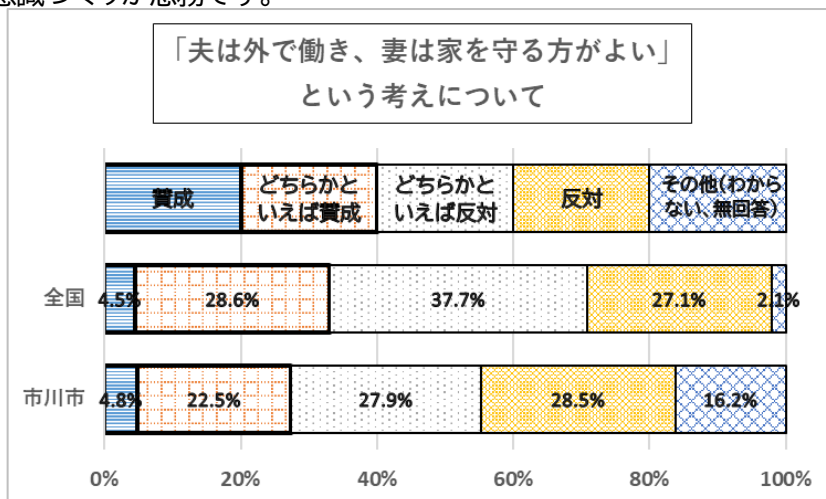
性別による不平等感が少なく、自分の立場が尊重される地域となることが課題です。



出典：令和6年度男女共同参画に関するアンケート

#### 根強い固定的性別役割分担意識

働き方や家族の在り方は変化し続けていますが、アンケートによると「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えの方が30%程度を占めている等、まだまだ固定的性別役割分担意識が残っています。また、「わからない」という回答も一定数あり、様々な場面での男女共同参画への意識づくりが急務です。

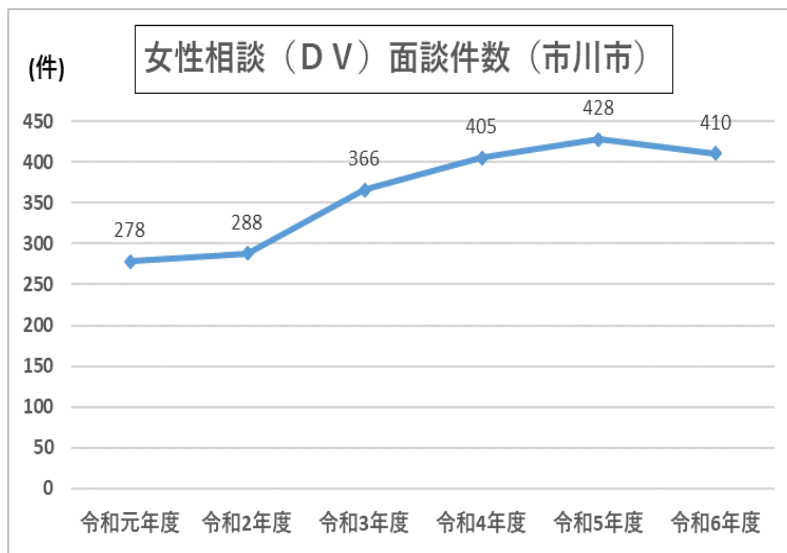


出典：令和6年度男女共同参画に関するアンケート

## 近年増加している女性相談(DV)面談件数

女性相談(DV)の面談件数は、令和元年ごろと比較して約1.5倍の数値で推移しています。

継続して相談窓口を周知するとともに、相談につながった方への適切なサポートができる体制づくりが引き続き必要となります。

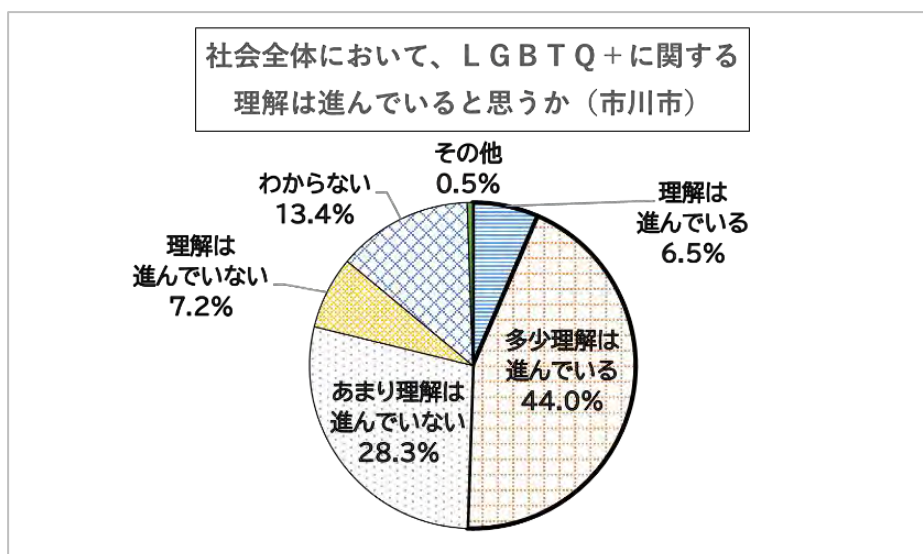


市川市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数等より作成

## 十分でない「LGBTQ+」の理解度

LGBTQ+に関するアンケートでは、「多少」を含めても「理解は進んでいる」と回答した方は、約半数にとどまりました。

人口に占める割合が8~10%程度といわれているLGBTQ+についての関心を喚起し、理解を促進していく必要があります。



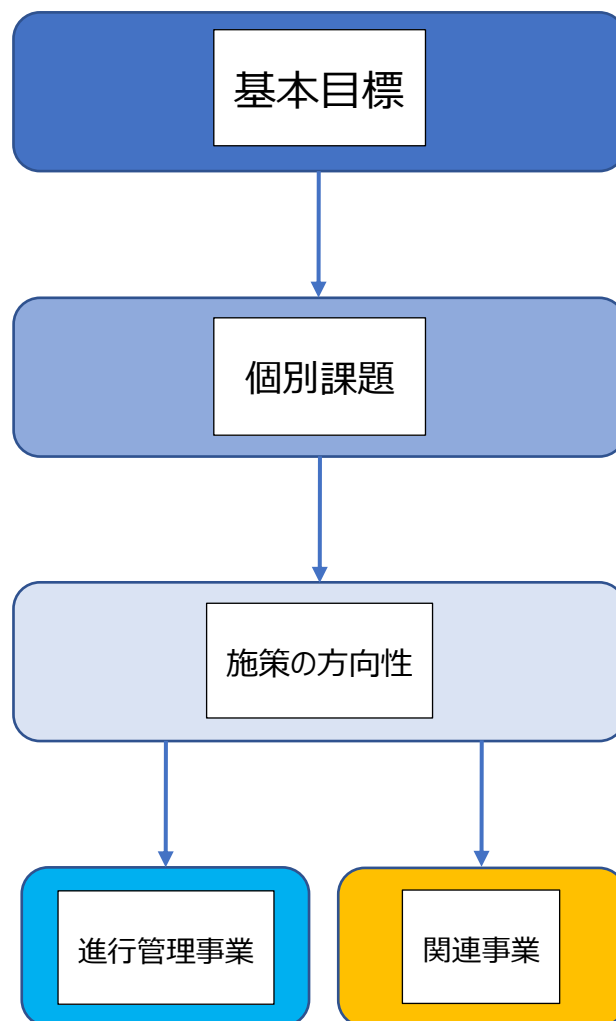
出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

## 第4章 計画の組み立てについて

### 1 計画の構成

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた3つの「基本目標」を設定しました。それぞれの「基本目標」の実現に向けた課題を、本市の現状や課題を踏まえて7つの「個別課題」に整理し、さらに課題の解消に向けて取り組む際の柱として14の「施策の方向性」を定めました。この「施策の方向性」を具体化する手段として事業（「進管理事業」、「関連事業」）を位置づけています。

<計画の構成イメージ>



## 2 事業選定の考え方

計画を推進していくにあたり、①本プランで進行管理していく事業(進行管理事業)と、②本プランの基本目標等に合致する事業(関連事業)を本プランの事業として位置づけ、相互に連携していくことで目標を達成してまいります。

### ウィズプラン

#### 進行管理事業について

##### ① 進行管理事業(30事業)

- 評価・検証を毎年度行う
- 結果の報告と公表
- 必要に応じたプランの見直し

毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。

各事業を着実に実行していただくだけでなく、計画実施期間中における男女共同参画の推進に関する社会情勢の変化等、必要に応じて本プランの部分的な修正・更新を行います。男女共同参画社会の実現を目指し、目標値の達成にとどまらず、積極的に事業を実施していきます。

(一部、目標値を設定することが適さない事業については、目標値を設定しないことがあります。)

#### 関連事業について

##### ② 関連事業(68事業)

- 本プランの基本目標や個別課題等に合致する事業
- 関連する計画等において進行管理

関連事業は、本プランに関連する行政計画(関連計画等)に位置づけられている事業のうち、本プランの基本目標や個別課題、施策の方向性に合致する事業です。

これらの関連事業は、関連計画等において進行管理していきます。

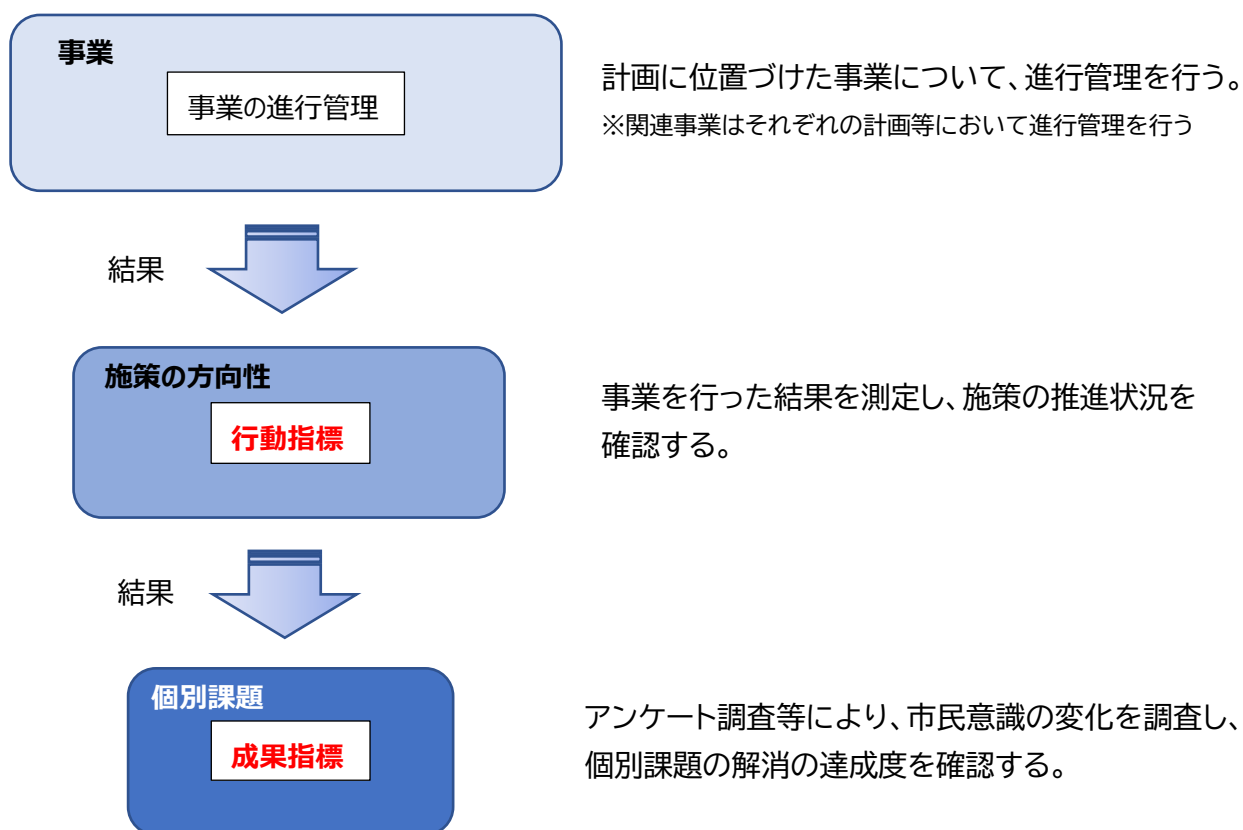
### 3 指標

本プランでは、市民意識の変化や事業の達成状況を確認し、目標の達成や課題解消を着実に推進するため、「**行動指標**」と「**成果指標**」の2つの指標を設定しています。

個別課題の解消に向けた施策の推進状況を測るため、事業の実施によりもたらされる結果として、「**行動指標**」を設定し、毎年の実績により評価します。

また、基本目標の実現に向けて、個別課題の解消の達成状況を測るために、「**成果指標**」を定め、市民意識の醸成度(社会的変化)を確認します。

#### <指標のイメージ>



## 4 計画の見方

○本プランの施策の方向性について、体系図一覧において下記の表記を用いています。

女活 … 女性活躍推進法の実施項目として位置付けている施策の方向性

DV … DV防止法の実施項目として位置付けている施策の方向性

困難 … 困難女性支援法の実施項目として位置付けている施策の方向性

○本プランの評価は目標値と実績からの評価とし、以下のとおり集計を行います。

評価項目	内容
成果指標	<u>計画の総括として集計</u> を行い、本プランの成果を測定する。
行動指標	<u>毎年集計</u> を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を実施する。
進行管理事業の 取組状況	<u>毎年集計</u> を行い、結果の公表や報告を行う。 また、結果についての評価や検証を行う。

○「進行管理事業の取組状況」の評価については、下記の4段階で行います。

□十分達成できた □概ね達成できた □やや不十分だった □不十分だった

○アンケート調査実績(令和6年度) ※詳細は、各ページでご覧いただけます

・市川市男女共同参画に関する市民意識調査

実施日:令和6年7月19日(金)~8月25日(日) 回答数:1,881件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/15795.pdf>



・令和6年度男女共同参画に関するアンケート

実施日:令和7年1月27日(月)~2月9日(日) 回答数:1,196件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/1399.pdf>



・令和6年度DVに関するアンケート

実施日:令和7年2月25日(火)~3月10日(月) 回答数:1,175件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/44300.pdf>



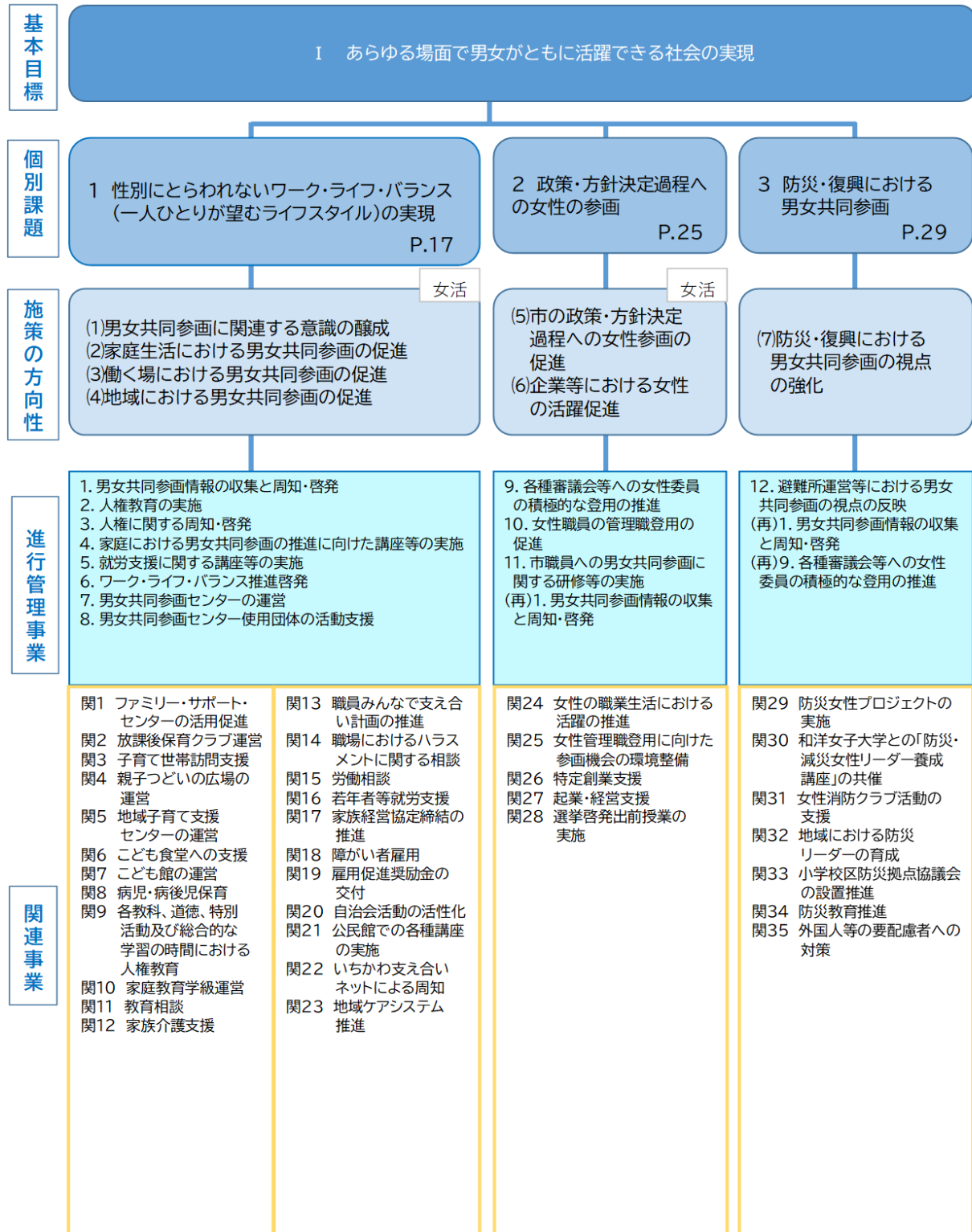
・市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート

実施日:令和7年12月10日(水)~12月21日(日) 回答数:1,994件

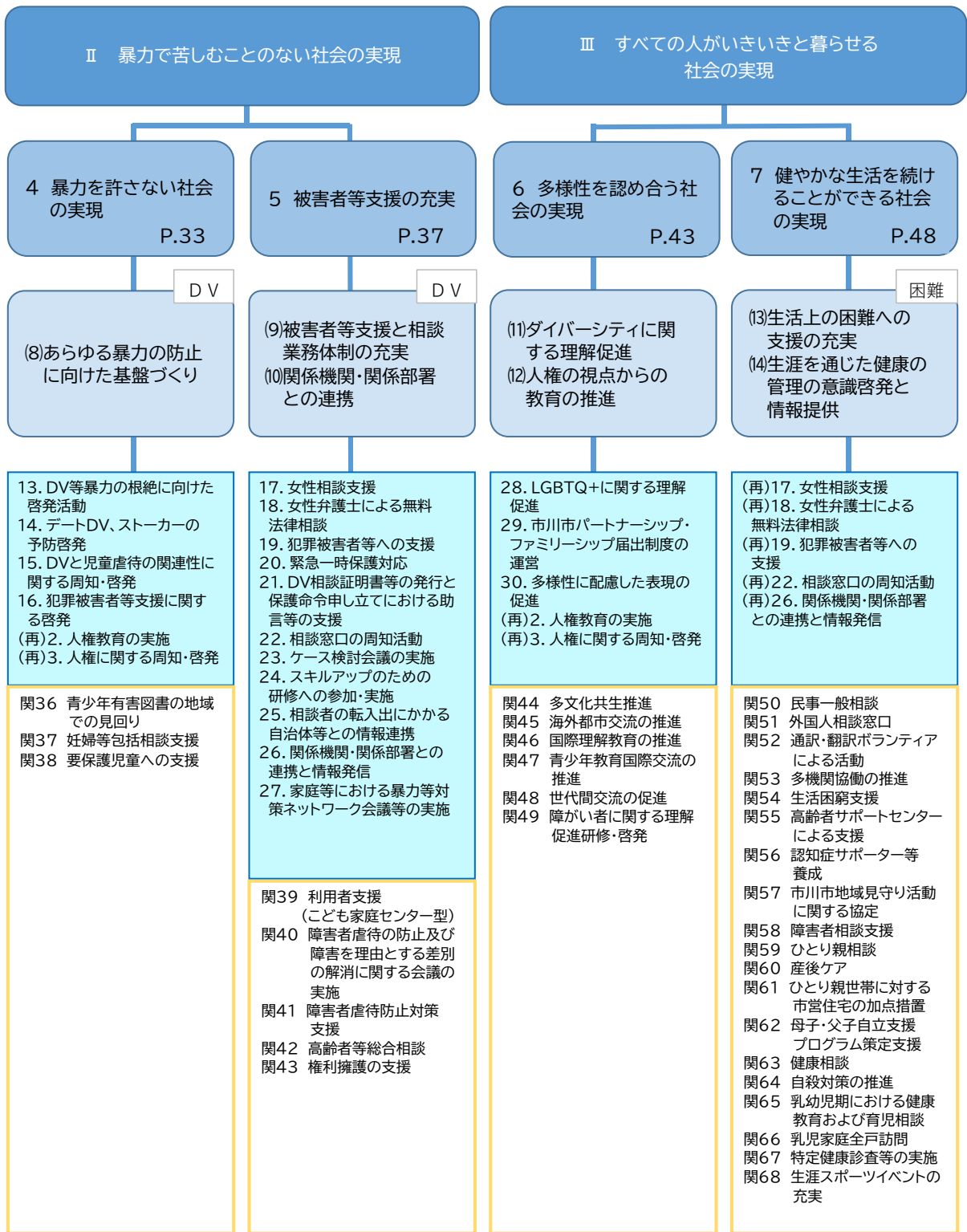
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/41662.pdf>



# 5 体系図



男女共同参画を推進する体制の整備・管理 (進捗管理)



男女共同参画に関する市民意識調査の実施、市川市男女共同参画推進審議会の運営、計画の進捗管理

## 第5章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、様々な場面で男女がともに活躍できる社会づくりが不可欠です。

そのためには、性別にとらわれず、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現することによる能力発揮の場の創出や、政策・方針決定過程への女性の参画による多様な意見の反映が必要となります。

また、頻発化、激甚化が進む自然災害への対応についても、女性の視点を活かすことで安心安全な避難所運営や視野の広い防災・復興体制の構築など、大きな効果が期待できます。

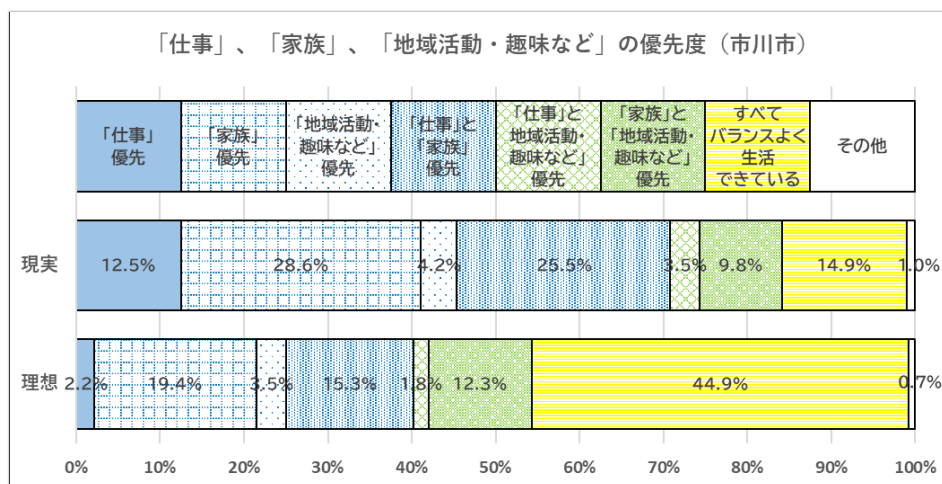
上記を踏まえ、啓発や情報発信等の取組を進めてまいります。

#### ●個別課題1 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス（一人ひとりが望むライフスタイル）の実現

近年、働き方も家庭の在り方も、急速に変化している一方で、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。

仕事や家庭、地域活動や趣味などの、理想のバランスは人それぞれ違うものであり、それぞれの希望するバランスを理解し、尊重し合うことで、誰もがいきいきとした生活を享受することができます。

市民一人ひとりが、希望するワーク・ライフ・バランスで活躍できる社会を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

## 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送れていると思う人の割合	71.7%	75%

### ◇ 施策の方向性

女活

#### (1) 男女共同参画に関連する意識の醸成

- ・あらゆる場面における男女共同参画を実現するため、家庭や職場、学校等の様々な場において、その基盤となる市民の意識啓発に努めます。
- ・市民等に対して、男女共同参画の実現に関する具体的な考え方等を周知するため、関連する情報の収集及び発信を行います。

#### (2) 家庭生活における男女共同参画の促進

- ・固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消や、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族の協力体制構築の必要性などを啓発する講座等を実施します。

#### (3) 働く場における男女共同参画の促進

- ・働く場において男女がともに活躍することができるよう、男性の育児休業等の取得率上昇や異性へのハラスメントの防止などを目指し、講座等による啓発に努めます。

#### (4) 地域における男女共同参画の促進

- ・地域活動において、男女がともに活躍することができるよう、男女共同参画センターの運営や団体の活動支援を実施します。

### 行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関連する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	61%	65%
男女共同参画に関連する講座への男性の参加割合	29%	35%
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	84.7% (令和6年度)	100% (令和11年度)
「年次休暇」の取得が、10日以上市の職員の割合	77.1% (令和6年度)	80% (令和11年度)

### 進行管理事業一覧

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発				
事業概要	男女共同参画の推進に関する国・県・近隣市の取組等の情報を収集します。また、男女共同参画に関する講座等の実施、市職員や企業等に対する情報発信等による情報の周知・啓発を行います。				
指標	市民への男女共同参画に関する情報発信等の回数			現状 (令和6年度)	10回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)
事業概要	46ページに掲載

事業名	3. 人権に関する周知・啓発(後掲)
事業概要	46ページに掲載

事業名	4. 家庭における男女共同参画の推進に向けた講座等の実施				
事業概要	固定的性別役割分担意識の解消や家族の協力体制構築を促進するための講座等を実施します。				
指標	家庭における男女共同参画の推進に向けた講座等の実施回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	5. 就労支援に関する講座等の実施				
事業概要	多くの市民が個性と能力を活かし、多様な働き方により社会参加を行えるよう、就労支援(スキルアップ)に関する講座やセミナー等を実施します。				
指標	就労支援関連講座等の実施回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	6. ワーク・ライフ・バランス推進啓発				
事業概要	企業や市民等に対して、ワーク・ライフ・バランス推進に関する講座等の実施や市川市公式 Web サイト等を用いた情報提供等を行います。 また、庁内の関係課と連携し、市職員に対する育児休業や介護休暇等に関する情報提供等を実施します。				
指標	講座等の実施回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

事業名	7. 男女共同参画センターの運営		
事業概要	男女共同参画センターを活用した地域における男女共同参画推進のため、貸館等のセンター運営事業を行います。		
報告	登録団体数	現状 (令和6年度)	369団体

事業名	8. 男女共同参画センター使用団体の活動支援		
事業概要	男女共同参画センター使用団体が開催するイベントについて、市の共催や後援による活動支援を行います。		
報告	市の共催や後援の回数	現状 (令和6年度)	20回

### 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連1) ファミリー・サポート・センターの活用促進 【こども家庭施策課】	育児の支援をしたい会員と育児の支援を受けたい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。	○市川市こども計画
(関連2) 放課後保育クラブ運営 【学校運営支援課】	放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連3) 子育て世帯訪問支援 【こども家庭相談課】	こどもの養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、訪問支援員を派遣して、養育に関する助言、家事・育児支援等を行います。	○市川市こども計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連4) 親子つどいの広場の運営 【こども家庭施策課】	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。	○市川市こども計画
(関連5) 地域子育て支援センターの運営 【こども家庭施策課】	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。	○市川市こども計画
(関連6) こども食堂への支援 【こども家庭施策課】	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々とこどもの交流の場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、こどもの居場所づくりを推進します。	○市川市こども計画
(関連7) こども館の運営 【こども家庭施策課】	児童館等を設置し、遊びの提供を行い乳幼児親子の居場所とするとともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の居場所づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進等の支援を行います。	○市川市こども計画
(関連8) 病児・病後児保育 【こども家庭施策課】	保育園等若しくは病院等に付設された専用スペースや病児保育事業のための専用施設において、病児保育・病後児保育を実施します。	○市川市こども計画
(関連9) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育 【指導課】	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をするとともに、関連する研修を実施します。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連10) 家庭教育学級運営 【教育政策課】	子育ての中の保護者向けに、家庭教育学級や指導員派遣、個人参加可能な共通講座を通して、様々な学習機会を提供します。子育ての課題解決を支援し、よりよい親子関係を築くことを目指します。	○第4期市川市教育振興基本計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連 11) 教育相談 【教育センター】	子育て中の保護者が抱えているさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接相談やカウンセリングを行います。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連 12) 家族介護支援 【地域包括支援課】	要介護被保険者等の状態の維持、改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連 13) 職員みんなで支え合い計画 (市川市役所次世代育成支援行動計画)の推進 【職員課】	子育てをする職員に限らず、全ての職員が仕事と生活を両立することができる勤務環境の整備等を目指し、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。	○職員みんなで支え合い計画(第6次市川市役所次世代育成支援行動計画)
(関連 14) 職場におけるハラスメントに関する相談 【職員課 健康管理担当室】	ハラスメントの種類にかかわらず、市職員が相談できる窓口を設置し相談に対応します。	-
(関連 15) 労働相談 【商工課】	賃金、解雇、労働時間、労災等の勤労者や中小企業経営者が抱えている労働に関する相談に社会保険労務士が応じます。	○いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)
(関連 16) 若年者等就労支援 【商工課】	若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設し、職場体験を通して就労への不安を解消できるように支援します。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。	○いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次) ○第5期市川市地域福祉計画 ○第5次いちかわハートフルプラン
(関連17) 家族経営協定締結の推進 【農政課】	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかけを行います。	-
(関連18) 障がい者雇用 【人事課、教育総務課】	働く意欲があるもののなかなか就労に結びつかない障がい者を、最長3年間、会計年度任用職員として任用します。 障がい者スタッフは業務経験を積みながら、就労課題を克服し、一般企業等への就労を目指します。	○第5次いちかわハートフルプラン 市川市障害者計画 ○第二次市川市障がい者活躍推進計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連19) 雇用促進奨励金の交付 【商工課】	市内居住の障がい者を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。	○第5次いちかわ ハートフルプラン
(関連 20) 自治会活動の活性化 【自治振興課】	市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。	—
(関連 21) 公民館での各種講座の実施 【生涯学習振興課】	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連 22) いichかわ支え合いネットによる周知 【地域共生課】	市内を中心に活動を行っている市民活動団体等の情報や生活支援の情報を掲載します。	—
(関連 23) 地域ケアシステム推進 【地域共生課】	地域住民同士の支え合いとして地域コミュニティの推進を目指すとともに、市内14の地区社会福祉協議会の活動拠点を整備し、相談事業及びサロン事業に対して助成を行い、地域住民の主体的な活動を支援します。	○第5期市川市地域福祉計画

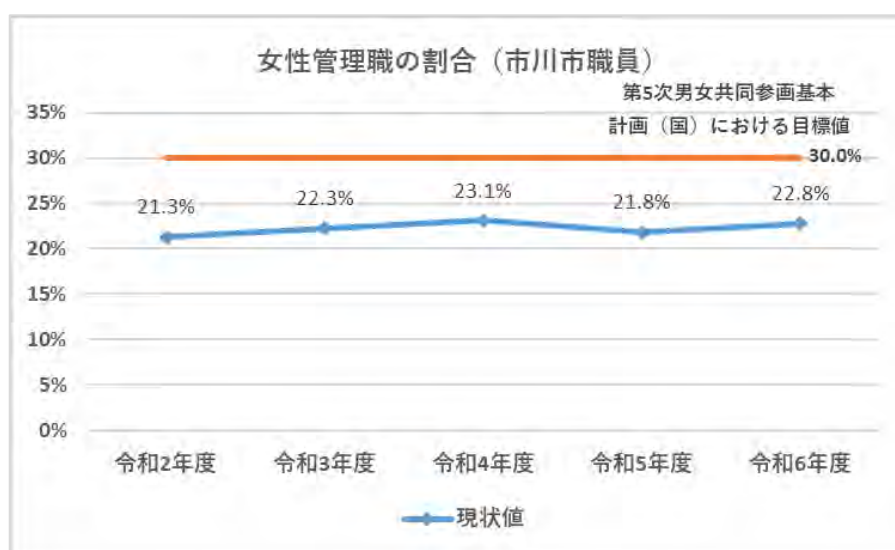


## ●個別課題2 政策・方針決定過程への女性の参画

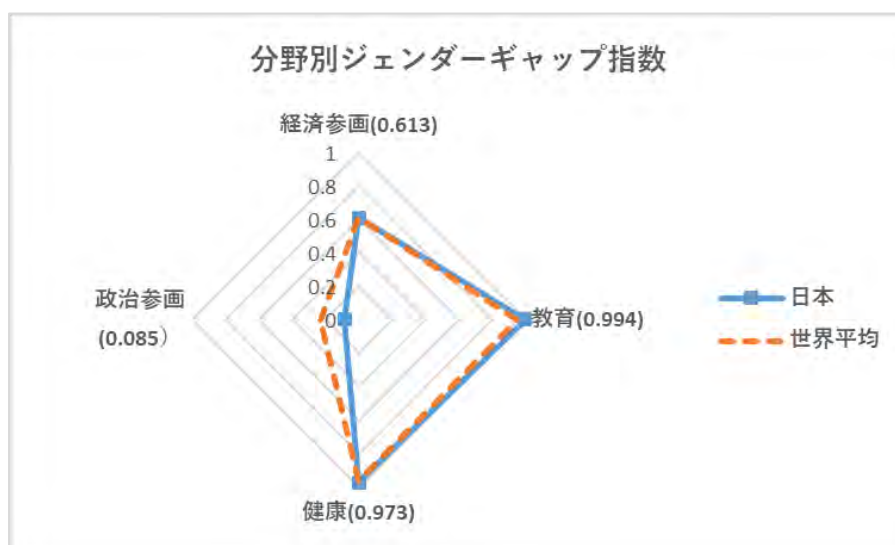
世界経済フォーラムが算出した2025年ジェンダーギャップ指数の日本のスコアは、0.66(118位/148カ国)で、政治参画のスコアはG7の中で最下位でした。

方針決定の段階で様々な視点が加わることにより、活力のある多様性に富んだ社会の発展につながります。

多様な意見が反映されるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。



出典：市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画 年次報告書  
市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画 年次報告書



世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2025）」より作成

### 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	38.2%	40%

### ◇ 施策の方向性

女活

#### (5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進

・政策・方針決定過程における女性の参画を促進するため、そのような役割への女性の登用が進むような意識啓発や環境づくりに取り組みます。

#### (6)企業等における女性の活躍促進

・企業等における方針決定過程への女性の参画を促進するため、情報発信や講座等による意識啓発を図ります。

### 行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
各種審議会等における女性委員の割合	32.6% (令和7年4月)	40%
市の管理職における女性職員の割合	22.8% (令和7年4月)	30%

### 進行管理事業一覧

事業名	9. 各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進				
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、女性委員割合の少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求めるとともに、ヒアリング調査等を行い、個々の事情を踏まえ、改善に向けた取組を行うことで、女性委員の積極的な登用を促進します。				
指標	女性登用促進の依頼回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	10. 女性職員の管理職登用の促進				
事業概要	政策・方針決定過程に男女がともに参画することで、バランスの取れた行政サービスを提供できるよう、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを進めます。				
指標	女性職員向けの研修の実施回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	11. 市職員への男女共同参画に関する研修等の実施				
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かした質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修等を実施します。				
指標	市職員への男女共同参画に関する研修等の実施回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発				
事業概要	19ページ掲載				

## 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連24) 女性の職業生活における 活躍の推進 【人事課】	女性活躍推進法の成立を受け、市女性職員の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援や長時間勤務の削減に努めます。	○第三次市川市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
(関連25) 女性管理職登用にに向けた 参画機会の環境整備 【学校運営支援課】	学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。	—
(関連26) 特定創業支援 【商工課】	産業競争力強化法に基づき、地域での創業を促進させるため、商工会議所や大学などの関係機関と連携して市内での創業支援の取組を強化します。	○創業支援等事業計画
(関連27) 起業・経営支援 【商工課】	市内の起業予定者や経営者に対して、個別相談やセミナー、女性起業塾を実施し、起業しやすく、また経営の安定化を図ることができる環境づくりを行います。	○創業支援等事業計画
(関連28) 選挙啓発前授業の実施 【選挙管理委員会事務局】	主権者教育を補完するという観点から選挙啓発前授業を行い、未来の有権者である子どもたちが、政治や選挙の大切さを理解することで、若年層の政治・選挙に対する意識の向上を図ります。	—



### ●個別課題3 防災・復興における男女共同参画

南海トラフ地震、首都圏直下型地震の30年以内の発生率はそれぞれ60～90%程度、70%程度と高い数値が予想されています。また、近年は台風等による風水害も増加しています。

東日本大震災や令和6年能登半島地震において課題となった避難所運営や復興について、男女がともに検討していくことで、災害時の困難をより軽減させることができます。

市川市では、女性の視点から、災害への備えや災害発生後の避難所運営等について検討するため、「防災女性プロジェクト(BJ☆プロジェクト)」による活動を行っています。

こういった取り組みを継続することに加え、自主防災組織や庁内の防災会議といった場において、女性の割合を増やす等、防災・復興における男女共同参画に取り組んでいきます。



**BJ☆Information Vol.4** ichikawa  
**B.J.**  
PROJECT

**プライベートテントについて検証しました!**

居心地のよい避難所運営を目指して……

私達BJ☆プロジェクトは、災害時に避難所で使用されるプライベートテントについて検証しました。

テント同士が近く「前」になっています。

【通常 version】

屋根がついているテントは更衣室・授乳室となります。

テントごとの距離を開けています。

【コロナ対策 version】

車いすを使用している様子

～検証結果～

課題点	改善案
① 同じテントが並ぶため、自分のテントが分かりづらい。	① 通路ごとにカラーマークを付け、分かりやすくする。
② プライベートテントと授乳室など分譲り白むせのため、レイアウトを案定した方が無いのではないか。	② プライベートテントとは別に設ける。 男性更衣室と女性更衣室は別に設ける。
③ プライベートテント内に、椅子があった方が過ごしやすいのではないか。	③ 学校のパイプ椅子等を活用する。
④ 天井が開けられているため、暑さ寒さの伝わりやすさがある。	④ アロマや消臭剤を準備する。 頻りに換気をする。
⑤ 近隣のテントに知らない人がいると不安に思うのではないか。	⑤ 高齢者ゾーンや子供がいるゾーン等、似た環境の家族を集めることで不安を少しでも解消する。

今後も女性の視点を活かして、きめ細やかな防災対策に努めていきます!

## 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合	72.6%	75%

## ◇ 施策の方向性

### (7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化

- ・女性が安心して避難することができる環境を整えるため、避難所運営への女性の視点の反映に努めます。
- ・視野の広い効果的な防災・復興体制を構築するため、防災会議等における女性の割合増加に努めます。

## 行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
防災会議の女性委員の割合	11.8% (令和7年4月)	15%

## 進行管理事業一覧

事業名	12. 避難所運営等における男女共同参画の視点の反映				
事業概要	防災・復興の現場において男女がともに参画し、安全安心な避難所運営や効果的な防災・復興体制を構築できるよう、女性の視点の反映に取り組みます。				
指標	啓発等の回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	1. 男女共同参画情報の収集と周知・啓発(再掲)
事業概要	19ページ掲載

事業名	9. 各種審議会等への女性委員の積極的な登用の推進(再掲)
事業概要	26ページ掲載

### 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連29) 防災女性プロジェクトの実施 【危機管理課】	女性の視点から災害への備えや災害発生後の避難所運営及び被災者支援のあり方、復旧対策等に関して検討します。防災関連の講話等で、女性の視点に立った危機管理対策についての啓発活動を行っています。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連30) 和洋女子大学との「防災・減災女性リーダー養成講座」の共催 【地域防災課】	大学が開講する「防災・減災女性リーダー養成講座」に協力し講座を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連31) 女性消防クラブ活動の支援 【消防局警防課】	一般家庭からの火災を防止し、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された女性消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修、救命講習を通じ、災害時の適正な対応ができるよう支援します。	—
(関連32) 地域における防災リーダーの育成 【地域防災課】	地域防災リーダーの育成を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連33) 小学校区防災拠点協議会 の設置推進 【地域防災課】	災害時、現地对応の拠点となる小学校区防災拠点を整備するため、地域住民、関係団体等で組織する小学校区防災拠点協議会の設置を推進します。男女双方の意見を出し合いながら減災に向けた活動を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)
(関連 34) 防災教育推進 【指導課】	東日本大震災等の教訓を生かすため、3月11日を「防災教育の日」として制定し、防災意識を高めるための教育を推進します。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連 35) 外国人等の要配慮者への 対策 【地域防災課】	日本語を十分に理解できない外国人(訪日外国人旅行者含む。)に対し、災害時における安否確認や避難誘導策が円滑に行われるよう、避難案内板の整備や外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施等の対策を行います。	○市川市地域防災計画(震災編)

## 基本目標Ⅱ 暴力で苦しむことのない社会の実現

男女共同参画社会の実現には、暴力のない安全安心な生活の基盤を整え、一人ひとりが力を発揮できるようにすることが不可欠となります。

そのためには、いかなる暴力も許さない社会づくり等の予防的な面と、被害者等の支援の面との両方からの対策・支援が必要です。市では、2011(平成23)年より「配偶者暴力相談支援センター」の機能を有し、女性のためのあらゆる相談の中で、配偶者や恋人などパートナーからの暴力に関する相談に対応するなど、女性に対する暴力の根絶や相談支援体制の強化に取り組んでいます。

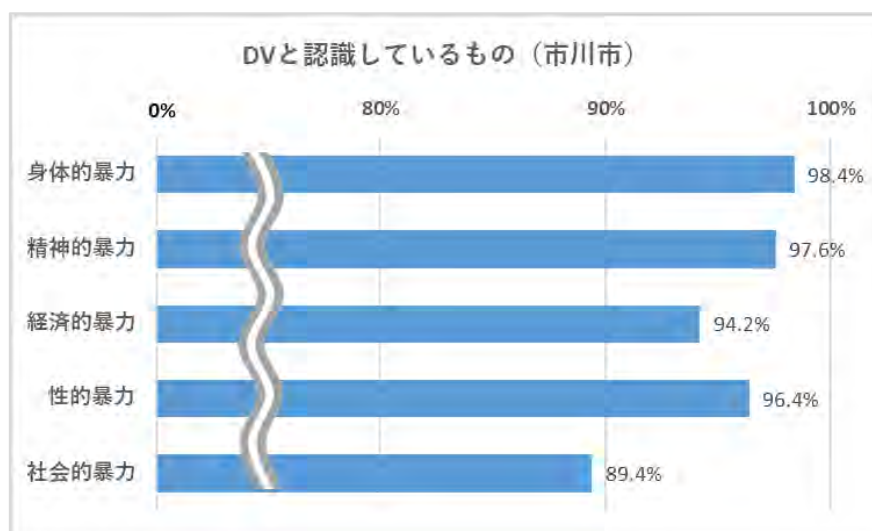
すべての人が暴力で苦しむことのない社会を目指し、暴力防止に向けた意識啓発や被害者等への相談支援等を実施してまいります。

### ●個別課題4 暴力を許さない社会の実現

市民アンケートにおいて、「どのような暴力をDVと認識するか」について質問したところ、「身体的暴力」は98.4%であったのに対し、「社会的暴力」は89.4%にとどまるなど、DVに対する認識にばらつきがありました。

男女ともに正しい知識を身につけ、これまで無自覚であったDV被害やDV加害について認識することは、暴力による苦しみを根絶することにつながります。

DV防止に向けた啓発活動を行う等、暴力を許さない社会の実現を目指します。



出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

身体的暴力：殴る、蹴る等、直接身体を傷つける行為  
精神的暴力：心無い言動等により、相手の心を傷つける行為  
経済的暴力：生活費を渡さないなど、経済的に苦しめる行為  
性的暴力：性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為  
社会的暴力：人間関係を制限する、外出させないなどの行為

### 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	95.1%	100%

### ◇ 施策の方向性

DV

#### (8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり

・暴力を許さない意識の醸成や無意識による暴力を防止するため、講座等の開催により、正しい知識の周知・啓発を行います。

### 行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
身体(精神、金銭、性、社会的)な暴力をDVと思う人の割合	平均91.9%	95%
DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	2.4%	1%

### 進行管理事業一覧

事業名	13. DV等暴力の根絶に向けた啓発活動				
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動(内閣府)」に併せた取組として、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけます。様々な世代に向けた講座の開催等によりDV防止や、性暴力・性被害防止に関する啓発活動を行います。				
指標	講座等啓発の回数			現状 (令和6年度)	8回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上	8回以上

事業名	14. デートDV、ストーカーの予防啓発				
事業概要	教育委員会や学校と連携し、生徒や学校の教職員を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。				
指標	啓発等の実施校数			現状 (令和6年度)	42校
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上	42校以上

事業名	15. DVと児童虐待の関連性に関する周知・啓発				
事業概要	児童虐待関係部署と協働・連携し、講座等による周知・啓発を行います。				
指標	啓発等の回数			現状 (令和6年度)	1回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	16. 犯罪被害者等支援に関する啓発				
事業概要	犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害防止の重要性について、市民等の理解を深めることができるよう、啓発活動等を講じます。				
指標	リーフレットの配付箇所数			現状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上	10箇所以上

事業名	2. 人権教育の実施(後掲)				
事業概要	46ページ掲載				

事業名	3. 人権に関する周知・啓発(後掲)
事業概要	46ページ掲載

### 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連36) 青少年有害図書地域の 見回り 【教育センター】	市川市少年補導員によるパトロール等の活動の際に、書店等における有害と思われるチラシ・ポスターの撤去依頼を行います。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連37) 妊婦等包括相談支援 【こども家庭相談課】	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	○市川市こども計画
(関連38) 要保護児童への支援 【こども家庭相談課】	要保護児童等へ適切な支援を実施するため、課題や関係機関の情報を共有し、支援内容の協議や進行管理を行うなどして連携強化を図ります。	○市川市こども計画



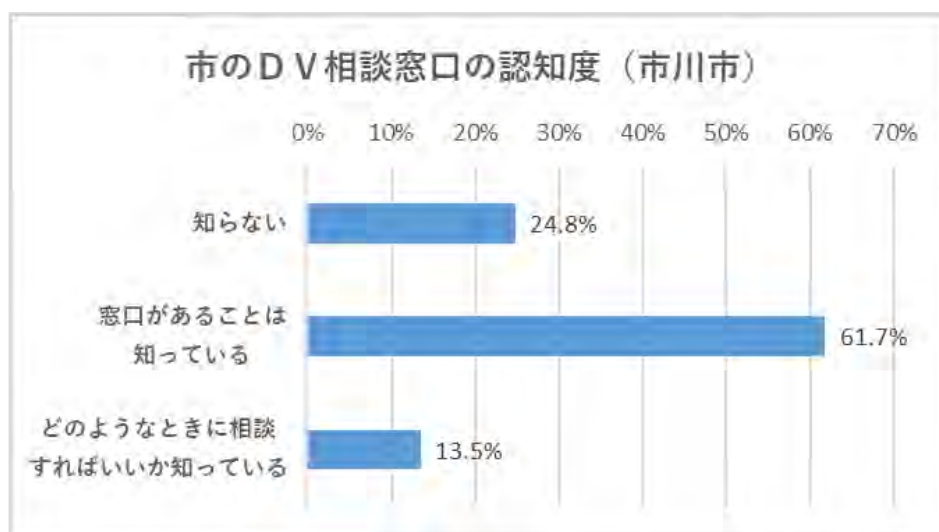
## ●個別課題 5 被害者等支援の充実

ライフスタイルの変化や社会状況の変化に伴い、女性の悩みや困りごとも多岐にわたっています。女性のための相談窓口を開設し、相談者自らが解決方法を見つけられるよう支援します。

「どのようなときにDV相談窓口相談すればいいか知っている」と回答した方は、1割程度となっています。

DV相談窓口や支援機関についての認知が広がることは、困っている方の早期の発見や適切な支援につながります。

女性のためのあらゆる相談で悩みに寄り添うとともに、窓口の周知を行うほか、相談員の質を確保するため、定期的な研修の実施等、支援の充実を図ります。



出典：令和6年度DVに関するアンケート

### 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	74.3%	80%

## ◇ 施策の方向性

DV

### (9) 被害者等支援と相談業務体制の充実

- ・被害者等が暴力の苦しみから解放されるよう、各種支援を行います。
- ・被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を行います。
- ・質の高い被害者等支援を目指し、担当職員のスキルアップや相談業務体制の充実等、適正な制度の運用に努めます。

### (10) 関係機関・関係部署との連携

- ・各種制度を効果的に活用するため、関係機関や関係部署との日常的な連携や情報共有に努めます。
- ・円滑な被害者等支援につなげるため、関係機関が集まる会議を実施し、連携強化を図ります。

### 行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
DVを受けたことのある人のうち、窓口で相談をした人の割合	20.8%	25%

### 進管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援		
事業概要	市内にいる女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、問題解決に向けた相談に対応します。必要に応じ、生活再建に向けた訪問・同行支援を行います。 ※支援フロー P.57		
報告	女性相談の新規相談件数	現状 (令和6年度)	304件

事業名	18. 女性弁護士による無料法律相談		
事業概要	別居や離婚などにおける法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料の法律相談を実施します。		
報告	無料法律相談の利用件数	現状 (令和6年度)	73件

事業名	19. 犯罪被害者等への支援		
事業概要	犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、見舞金の支給等を行います。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。		
報告	犯罪被害者等の相談件数	現状 (令和6年度)	—

事業名	20. 緊急一時保護対応		
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴者の一時保護にかかる支援を行います。		
報告	緊急一時保護の対応件数	現状 (令和6年度)	7件 (避難件数)

事業名	21. DV相談証明書等の発行と保護命令申し立てにおける助言等の支援		
事業概要	児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書や住民基本台帳の閲覧制限のための確認書などを発行します。 また、保護命令の申し立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。		
報告	DV相談証明書の発行件数	現状 (令和6年度)	88件

事業名	22. 相談窓口の周知活動				
事業概要	女性相談窓口の周知のため、案内カードを関係部署の窓口等に設置します。また、外国人への周知として、5ヶ国語(英語・中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語)に対応した案内カードを設置します。 困りごとの解決に適した窓口にたどりつけるよう、他機関の窓口周知も併せて行います。				
指標	案内カード設置箇所数			現状 (令和6年度)	79箇所
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上	79箇所以上

事業名	23. ケース検討会議の実施				
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。				
指標	会議実施回数			現状 (令和6年度)	48回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	48回以上	48回以上	48回以上	48回以上	48回以上

事業名	24. スキルアップのための研修への参加・実施				
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、各種制度の理解など、担当職員のスキルアップを図るため、国や県等の研修等への積極的な参加を進めます。 また、相談対応時の基本的態度や心得、困難事例への対応方法、対応職員のセルフケアなど、状況に合わせた研修を実施し、関係機関や関係部署にも参加を促します。				
指標	研修の受講回数			現状 (令和6年度)	10回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上	10回以上

事業名	25. 相談者の転入出にかかる自治体等との情報連携		
事業概要	継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその家族の状況に応じ、居住する自治体等と情報連携を行います。		
報告	相談者別関係機関実件数	現状 (令和6年度)	—

事業名	26. 関係機関・関係部署との連携と情報発信		
事業概要	<p>DV被害者がスムーズに生活再建できるよう、必要に応じて関係機関・関係部署と情報連携を行います。また、関係機関等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。</p> <p>DV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう関係部署の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるよう啓発を実施します。</p> <p style="text-align: right;">※ 連携図 P.59</p>		
報告	こども関係部署と連携した件数(延べ件数)	現状 (令和6年度)	111件

事業名	27. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議等の実施				
事業概要	<p>DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワークの代表者会議を開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。</p> <p>また、DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。</p> <p style="text-align: right;">※ 体系図 P.60</p>				
指標	ネットワーク会議への出席機関数			現状 (令和6年度)	22機関
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	22機関以上	22機関以上	22機関以上	22機関以上	22機関以上

## 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連39) 利用者支援 (こども家庭センター型) 【こども家庭相談課】	母子保健と児童福祉の一体的な相談・支援、児童虐待の通告窓口としての相談対応、情報提供や関係機関への連絡調整等を行い、ニーズに応じた支援内容を提供します。	○市川市こども計画
(関連 40) 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の実施 【障がい者支援課】	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。	○第5次いちかわハートフルプラン
(関連 41) 障害者虐待防止対策支援 【障がい者支援課】	市川市障害者虐待防止センターと連携を図り、障害者虐待の相談・通報対応、事実確認調査および事案への支援対応などを行います。	—
(関連 42) 高齢者等総合相談 【地域包括支援課】	高齢者虐待、成年後見制度利用促進等に関する相談を行います。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連 43) 権利擁護の支援 【地域包括支援課】	高齢者虐待防止と養護者支援のための高齢者虐待の防止に関する会議を開催します。 その他に、弁護士、精神科医による相談事業も実施します。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現

男女間の性差や年齢、国籍、性的指向・性自認、障がい、貧困などを理由に、社会的困難に直面する例が多くあります。

すべての人の人権が尊重され、多様な個性を認め合うことは、一人ひとりが力を発揮できるいきいきとした生活には不可欠です。

また、心身ともに健康な状態を保つことは、男女ともに様々な場面で活躍することにつながります。

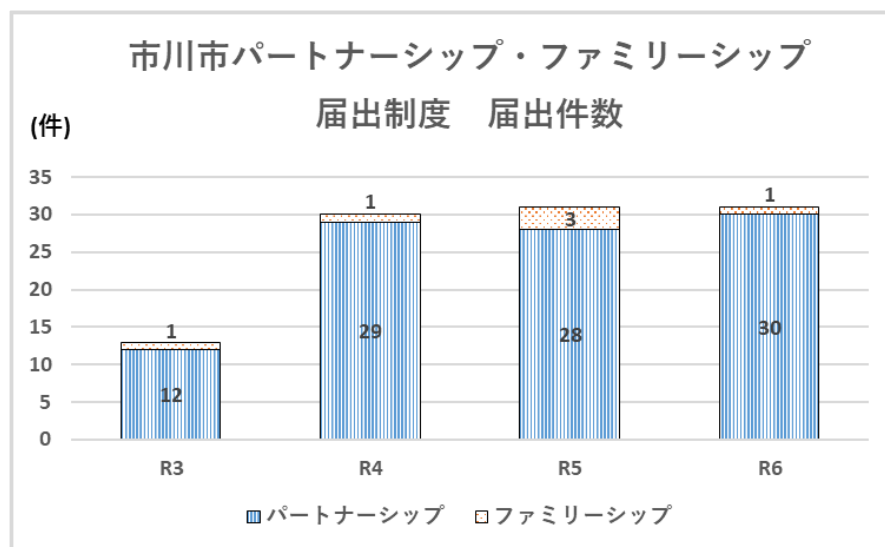
このようにすべての人がいきいきと暮らせる社会の実現を目標とし、各種取組や関係機関との連携に努めてまいります。

### ●個別課題6 多様性を認め合う社会の実現

性別を問わず、パートナーシップの関係にあることを届け出ることのできる「パートナーシップ制度」を導入している自治体は、2025年5月末現在、全国で500を超えています。

一人ひとりが多様性を認め合うことができれば、あらゆる人が暮らしやすさを感じることにつながります。

LGBTQ+の方をはじめ、外国人、高齢者、子ども、障がい者等、すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現に向け、取組を進めます。



出典：市川市ダイバーシティ推進課 届出件数集計表

## 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	67.5%	70%

## ◇ 施策の方向性

### (11)ダイバーシティに関する理解促進

- ・すべての人がいきいきと生活できるよう、多様な立場への理解を促進する講座を実施します。
- ・人の結びつきの様々な形を後押しするため、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を運用します。

### (12)人権の視点からの教育の推進

- ・すべての人が尊重される社会を実現するため、市民等の人権意識の啓発につながるイベント等を実施します。

## 行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
パートナーシップ届出件数	30件 (令和6年度)	30件以上
LGBTQ+への理解が大変深まったと回答した講座受講者の割合	68%	75%

### 進行管理事業一覧

事業名	28. LGBTQ+に関する理解促進				
事業概要	LGBTQ+に対する理解不足や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、LGBTQ+に関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発を行います。				
指標	啓発活動の回数			現状 (令和6年度)	6回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上

事業名	29. 市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営				
事業概要	すべての人の人権が尊重され、性自認や性的指向に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営を行います。				
指標	制度の周知団体数			現状 (令和6年度)	6団体
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	6団体以上	6団体以上	6団体以上	6団体以上	6団体以上

事業名	30. 多様性に配慮した表現の促進				
事業概要	一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合う社会を実現するため、発行物等における多様性に配慮した表現を促進します。				
指標	市職員への多様性に配慮した表現に関する情報発信の回数			現状 (令和6年度)	—
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

事業名	2. 人権教育の実施				
事業概要	人権擁護委員と連携し、主に未就学児から中学生の人権意識の高揚を図るため、幼稚園や小学校(人権教室)、中学校(人権講演会)における人権啓発活動を実施します。				
指標	小学校における人権教室の実施校数			現状 (令和6年度)	39校
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	39校	39校	39校	39校	39校

事業名	3. 人権に関する周知・啓発				
事業概要	年齢や国籍、性的指向・性自認、障がいなどの属性に関連する人権問題が解消されるとともに、すべての人の人権が尊重されるよう、イベントの実施等を通じた周知啓発を行います。				
指標	イベントを通じた啓発回数			現状 (令和6年度)	2回
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

### 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連 44) 多文化共生推進 【国際交流課】	こどもたちの異文化理解を促進するため、市内小学校において多文化共生出前講座を行います。また、在住外国人への日本語学習支援強化のため、日本語ボランティア講師を養成するための研修を行います。	—
(関連 45) 海外都市交流の推進 【国際交流課】	姉妹・友好都市及びパートナーシティとの間における市民や青少年同士の交流を深めるため、各都市との様々な交流事業を行います。	—

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連46) 国際理解教育の推進 【義務教育企画課】	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図ります。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連47) 青少年教育国際交流の推進 【指導課】	本市の中学生が海外交流を通して、改めて日本や郷土市川の伝統と文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、他国を尊重し、異なる文化を持つ人々と理解し合い、地域でも国際社会でも活躍できる青少年を育成します。	—
(関連48) 世代間交流の促進 【教育政策課】	子どもたちの健全育成・コミュニティ作り・生涯学習社会の創造を目的とし、ボランティアで組織された16学校区の実行委員会と委託契約を結び、遊びを通して子どもたちとの主体的な関わりによる活動や交流を図ります。	○第4期市川市教育振興基本計画
(関連49) 障がい者に関する理解促進 研修・啓発 【障がい者支援課】	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。	○第5次いちかわハートフルプラン

## ●個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現

健やかな生活を続けるために必要なことの1つは、性差に応じた的確な保健・医療を享受できる環境を整えることです。ライフステージに沿って心身や環境に様々な変化が起こりうる各段階での適切な支援を行います。

また、女性は、性差に起因する困難な問題に直面することがあります。困難な問題を抱える女性について、既存の支援である女性相談や市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)等の事業を活用し、様々な機関と連携しながら支援を行っていきます。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代
	思春期	性成熟期		更年期	閉経以降	
主なライフイベントの例	進路	就職	転職	キャリア形成	退職	セカンドキャリア
		結婚、出産	子育て		親の介護	
困難やリスク		デートDV、DV				
		生活困窮				
		乳がん、子宮がん				
気をつけたい病気等		生理に関するトラブル	不妊症	生活習慣病		
				更年期障がい	骨粗しょう症など	
						認知症

### 成果指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
心身ともに健康と感じている人の割合	74.6%	80%

◇ 施策の方向性

困難

(13)生活上の困難への支援の充実

・性差に起因する困難な問題を抱える女性について、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、相談窓口の周知や相談業務及び法律相談の実施により支援します。

(14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

・男女ともに継続して活躍することができるよう、健康に関する意識啓発や情報提供を行います。

行動指標

内容	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)	17.4 (平成26～28年平均)	12.2 (令和6～8年平均)
健康寿命	男性72.96歳 女性75.89歳 (令和4年度)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加

進行管理事業一覧

事業名	17. 女性相談支援(再掲)
事業概要	38ページに掲載

事業名	18. 女性弁護士による無料法律相談(再掲)
事業概要	39ページに掲載

事業名	19. 犯罪被害者等への支援(再掲)
事業概要	39ページに掲載

事業名	22. 相談窓口の周知活動(再掲)
事業概要	40ページに掲載

事業名	26. 関係機関・関係部署との連携と情報発信(再掲)
事業概要	41ページに掲載

### 関連事業一覧

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連50) 民事一般相談 【総合市民相談課】	市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をします。	—
(関連51) 外国人相談窓口 【国際交流課】	在日外国人のためのインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。	—
(関連52) 通訳・翻訳ボランティアによる活動 【国際交流課】	在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。	—
(関連53) 多機関協働の推進 【地域共生課】	複雑化・複合化した課題について、調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理、支援の進捗状況等の把握など、支援者の支援を行います。また、必要に応じて支援関係機関等と連携しながら相談者本人への直接的な支援や、相談支援機関の専門職へ助言等を行います。	○第5期市川市地域福祉計画
(関連54) 生活困窮支援 【地域共生課】	生活困窮者等が自立した生活を送れるよう、自立相談支援機関にて、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施します。	○第5期市川市地域福祉計画

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連55) 高齢者サポートセンターによる支援 【地域包括支援課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などの専門職が健康や介護の相談など、様々な面から支援を行います。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連56) 認知症サポーター等養成 【地域包括支援課】	認知症の人を正しく理解した認知症の人への応援者である認知症サポーターを養成する講座への参加を地域住民等に広く呼びかけます。また、高齢者と接する様々な職場や小中学校での開催を強化し、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連57) 市川市地域見守り活動に関する協定 【地域包括支援課】	孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的として、平成25年11月に各種民間事業所と取り交わした「市川市地域見守り活動に関する協定書」に基づき、事業者より通報があった場合に安否確認を行います。	○第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(関連58) 障害者相談支援 【障がい者支援課】	障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、障がい者の福祉サービス利用や権利擁護に関する支援を行います。	○第5次いちかわハートフルプラン
(関連59) ひとり親相談 【子育て給付課】	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。	—
(関連60) 産後ケア 【こども家庭相談課】	利用者の状況や希望に合わせ、母親の身体的ケアや授乳の指導、心理的ケア、育児手技等の具体的指導や相談、休息等の産後ケア(宿泊型・デイサービス型・訪問型)を実施します。	○市川市こども計画
(関連61) ひとり親世帯に対する市営住宅の加点措置 【市営住宅課】	市営住宅の入居募集において、ひとり親世帯に住宅困窮度の加点をすることで、入居の可能性を広げ、住宅確保の支援を行います。	—
(関連62) 母子・父子自立支援プログラム策定支援 【子育て給付課】	児童扶養手当受給者等が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを策定し、自立を支援します。	—

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
(関連 63) 健康相談 【保健センター健康支援課】	電話及び所内面接により、ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。	○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)
(関連 64) 自殺対策の推進 【保健センター健康支援課】	本市の自殺・自殺未遂の実態に応じた効果的な自殺対策を展開し、自殺者数・自殺未遂者数の減少を図ります。また、相談対応、研修や講座開催などにより、こころの健康に関する知識の普及・啓発を図ります。	○いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)
(関連 65) 乳幼児期における健康教育および育児相談 【こども家庭相談課】	妊娠期から子育て期にわたる健康教育および育児相談を実施することにより、保護者が見通しを持った育児を実施することで、育児不安の軽減につなげます。	○市川市こども計画 ○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)
(関連66) 乳児家庭全戸訪問 【こども家庭相談課】	出生連絡票をもとに、新生児及び1～2か月児のいる家庭への全戸訪問を実施し、個別あるいは家庭のニーズに応じた相談・支援を行います。	○市川市こども計画 ○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)
(関連67) 特定健康診査等の実施 【保健センター健康支援課】	各種がん検診や肝炎ウイルス検診を実施します。また、40歳以上の国民健康保険被保険者に対し特定健康診査、千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。	○市川市健康増進計画 健康いちかわ21(第3次)
(関連68) 生涯スポーツイベントの充実 【スポーツ推進課】	現在行われている「みんなでスポーツ」、「ラグビーフェスティバル」、「ツデーマーチ」といったイベントのPRの促進や内容を充実させ、参加者の増加を図ります。	○第2期市川市スポーツ推進計画



## 5 指標一覧

### <成果指標>

基本目標 I あらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
1. 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望むライフスタイル)の実現	希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送れていると思う人の割合	71.7%	75%
2. 政策・方針決定過程への女性の参画	政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	38.2%	40%
3. 防災・復興における男女共同参画	女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合	72.6% (令和7年度)	75%
基本目標 II 暴力で苦しむことのない社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
4. 暴力を許さない社会の実現	いかなる理由があっても暴力は許されないものだと思える人の割合	95.1%	100%
5. 被害者等支援の充実	暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	74.3%	80%
基本目標 III すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現			
個別課題	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
6. 多様性を認め合う社会の実現	市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと思える人の割合	67.5%	70%
7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現	心身ともに健康と感じている人の割合	74.6%	80%

<行動指標>

個別課題 1. 性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス(一人ひとりが望むライフスタイル)の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値	目標値 (令和12年)
(1)男女共同参画に関連する意識の醸成	・男女共同参画に関連する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	・ 61% (令和7年度)	・ 65 %
(2)家庭生活における男女共同参画の促進	・男女共同参画に関連する講座への男性の参加割合	・ 29 % (令和7年度)	・ 35 %
(3)働く場における男女共同参画の促進	・「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	・ 84.7% (令和6年度)	・ 100 % (令和11年度)
(4)地域における男女共同参画の促進	・「年次休暇」の取得が、10日以上市の職員の割合	・ 77.1 % (令和6年度)	・ 80 % (令和11年度)
個別課題 2. 政策・方針決定過程への女性の参画			
(5)市の政策・方針決定過程への女性参画の促進	・各種審議会等における女性委員の割合	・ 32.6 % (令和7年4月)	・ 40 %
(6)企業等における女性の活躍促進	・市の管理職における女性職員の割合	・ 22.8 % (令和7年4月)	・ 30 %
個別課題 3. 防災・復興における男女共同参画			
(7)防災・復興における男女共同参画の視点の強化	・防災会議の女性委員の割合	・ 11.8 % (令和7年4月)	・ 15 %
個別課題 4. 暴力を許さない社会の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値 (令和7年12月)	目標値 (令和12年)
(8)あらゆる暴力の防止に向けた基盤づくり	・身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力をDVとと思う人の割合 ・DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	・平均91.9% ・ 2.4%	・ 95 % ・ 1 %
個別課題 5. 被害者等支援の充実			
(9)被害者等支援と相談業務体制の充実 (10)関係機関・関係部署との連携	・DVを受けたことのある人のうち、窓口で相談をした人の割合	・ 20.8 %	・ 25 %
個別課題 6. 多様性を認め合う社会の実現			
施策の方向性	対応する指標	現状値	目標値 (令和12年)
(11)ダイバーシティに関する理解促進	・パートナーシップ届出件数	・ 30 件 (令和6年度)	・ 30件以上
(12)人権の視点からの教育の推進	・LGBTQ+への理解が大変深まったと回答した講座受講者の割合	・ 68% (令和7年度)	・ 75 %
個別課題 7. 健やかな生活を続けることができる社会の実現			
(13)生活上の困難への支援の充実 (14)生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供	・自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数) ・健康寿命	・ 17.4 (H26~H28年平均) ・男性72.96歳 女性75.89歳 (令和4年度)	・ 12.2 (R6~R8年平均) ・平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

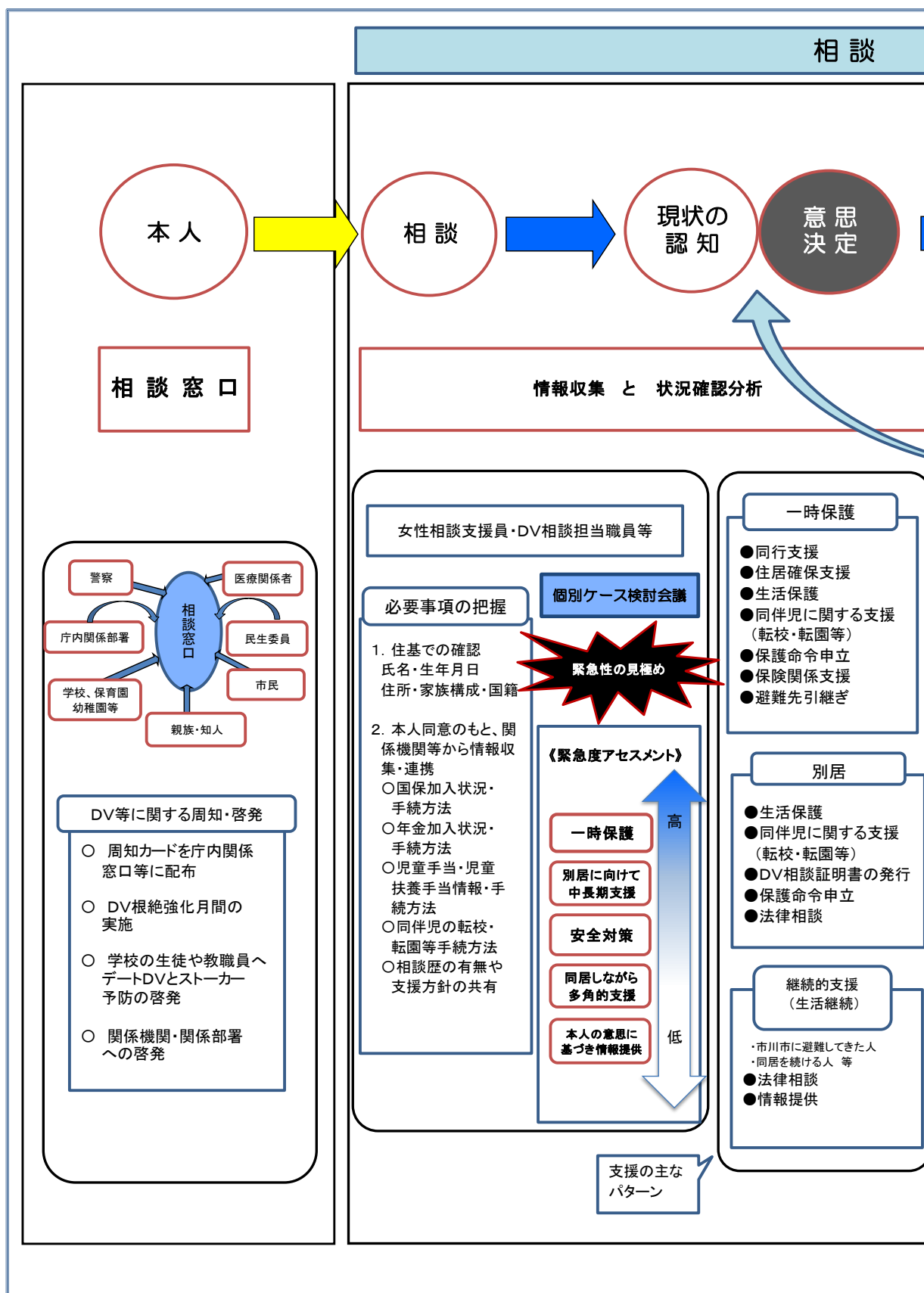
成果指標の現状値 引用元一覧

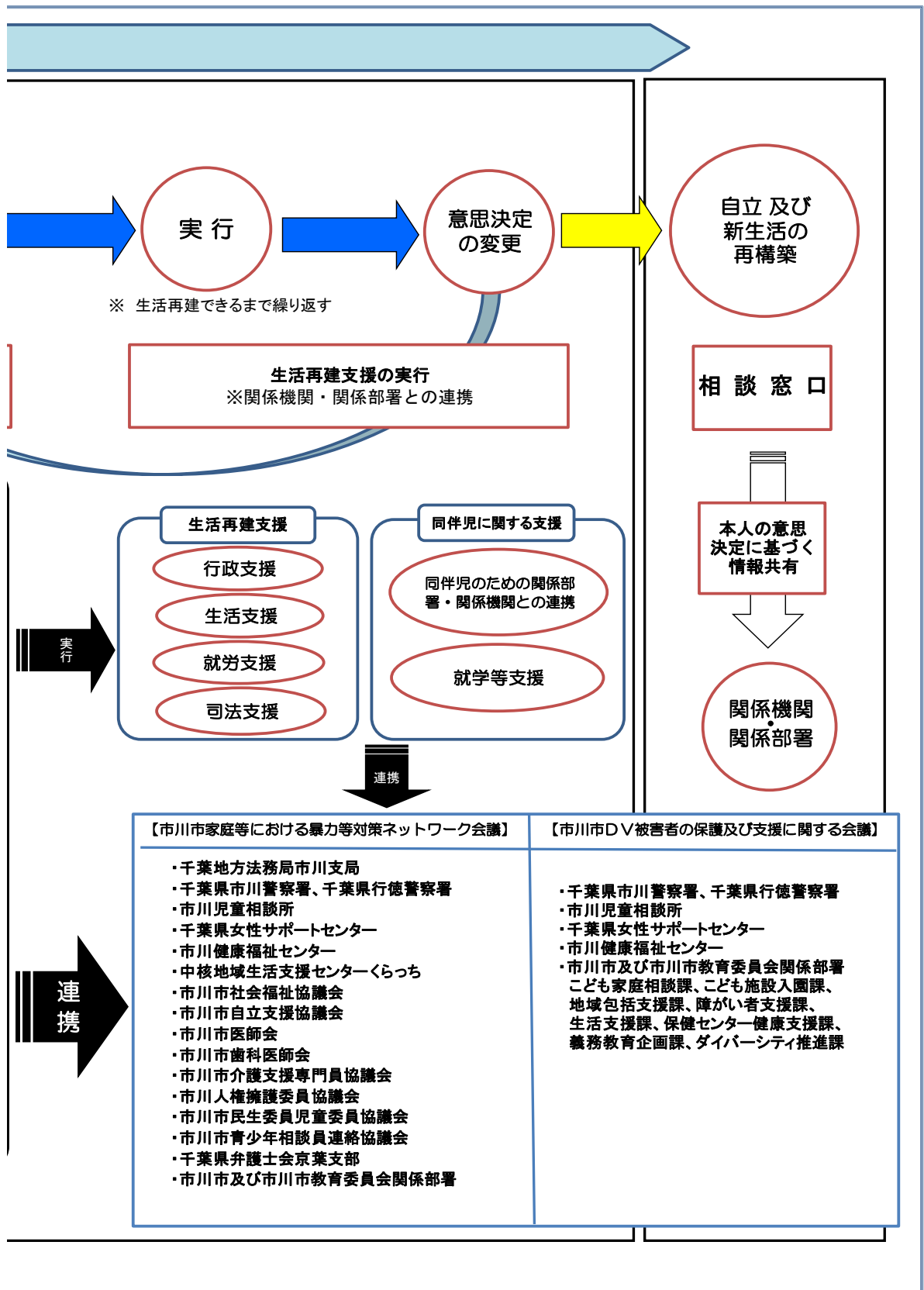
成果指標の内容	現状値の引用元
希望するワーク・ライフ・バランスで生活を送れていると思う人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
政策・方針決定過程において、男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
女性が安心して避難できる環境になっていると思う人の割合	小学校区防災拠点協議会避難所開設運営訓練における男女共同参画についてのアンケート(令和7年度実施)
いかなる理由があっても暴力は許されないものだと考える人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
暴力を受けた時、どこに相談すればよいか知っている人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
市川市はすべての人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
心身ともに健康と感じている人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)

行動指標の現状値 引用元一覧

行動指標の内容	現状値の引用元
男女共同参画に関連する講座やイベント等に参加し、生活を見直そうと思った人の割合	令和7年度に実施した男女共同参画に関連する講座における参加者アンケート
男女共同参画に関連する講座への男性の参加割合	令和7年度に実施した男女共同参画に関連する講座における参加者データ
「配偶者出産休暇」又は「男性の育児参加休暇」を合計して5日以上取得した、取得対象となる市の男性職員の割合	第6次市川市役所次世代育成支援行動計画
「年次休暇」の取得が、10日以上市の職員の割合	第6次市川市役所次世代育成支援行動計画
各種審議会等における女性委員の割合	市川市集計データ(令和7年4月1日時点)
市の管理職における女性職員の割合	市川市集計データ(令和7年4月1日時点)
防災会議の女性委員の割合	市川市集計データ(令和7年4月1日時点)
身体(精神、金銭、性、社会)的な暴力をDVと思う人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
DVを受けたことのある人の割合(1年以内)	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
DVを受けたことのある人のうち、窓口に相談をした人の割合	市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート(令和7年12月10日～12月21日)
パートナーシップ届出件数	市川市ダイバーシティ推進課集計データ(令和6年度)
LGBTQ+への理解が大変深まったと回答した講座受講者の割合	令和7年度に実施したLGBTQ+に関連する講座における受講者アンケート
自殺死亡率(人口10万人あたりの人口動態調査による自殺者数)	いのち支えるいちかわ自殺対策計画(第3次)
健康寿命	千葉県の市町村「令和4年度平均寿命・健康寿命の状況」

# 被害者等支援フロー図

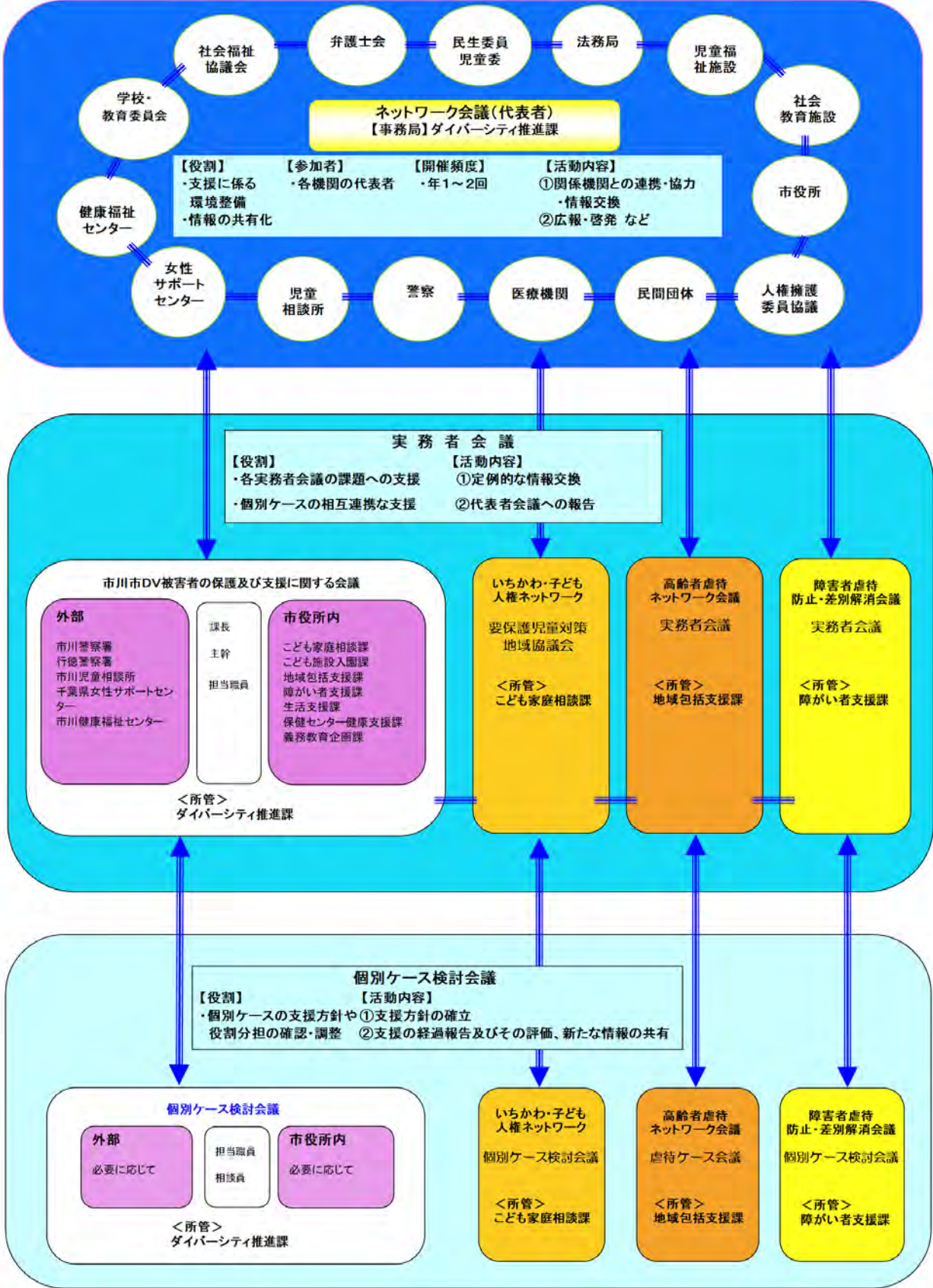




P.38 「女性相談支援」における支援フロー



# 市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図



P.41 「家庭等における暴力等対策ネットワーク会議等の実施」における体系図

### 〇あ

#### アンコンシャス・バイアス

「無意識の偏見」のことです。

自身の経験や、従来からの慣習・周囲の意見などをもとに持つ無意識の思い込みを通して、他者に対して偏った印象を抱きがちであることを指します(心理学の学術上用いられるアンコンシャス・バイアス/潜在的バイアスとは必ずしも同じではありません)。アンコンシャス・バイアスには、ジェンダーやセクシュアリティに関するものが多くあり、ジェンダーを理由とした無意識の偏見をジェンダーバイアスといいます。

#### 市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

同性・異性問わず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した二人が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度です。

また、二人に未成年のこどもがいる場合、併せてファミリーシップ届出制度を届け出ることができます。

婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市川市が応援する制度です。

#### LGBTQ+

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人)、クエスチョニング(性のあり方などについて特定の枠に属さない人、わからない人)・クィア(規範的ではないとされる性のあり方を包括的に表す言葉)などの性のあり方における少数派の人々を表す言葉です。

### 〇か

#### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は外で仕事・女は家で家事」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。

### 〇さ

#### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。

## ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラム(WEF)が毎年発表する、各国や地域の「経済」、「政治」、「健康」、「教育」の4つの分野における男女格差を数値化したものです。指数が「1」に近いほど、男女格差の少ない国(地域)となります。

## 性自認

人生の中で自分の性別を自分でどう認識(実感、確信)しているかということです。

性自認は、女性と男性の2種類だけではありません。「X ジェンダー」や「ノンバイナリー」といった、どの性別とも認識していない・認識したくない人のほか、女性と男性のちょうど真ん中だと認識している人、男性よりの女性であると認識している人など、多様な性自認があります。

## 性的指向

どの性別を好きになるか、恋愛や性愛の対象がどの性別であるかを示す概念です。

性自認からみて、異性を好きになる人、同性を好きになる人、同性も異性も好きになる人、人を好きになるのに性別が関係ない人、人を好きにならない(恋愛・性愛感情を抱かない)人など多様な性的指向があります。いずれも多くが「自然」に湧き上がる感情のため「志向」や「嗜好」ではなく、「指向」と表記します。

## 〇た

### ダイバーシティ

「多様性」のことです。

性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

## 男女共同参画社会

男女共同社会参画基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

## デートDV

恋人間に起きる暴力のことです。暴力の内容は、次項「DV」と同様です。

## DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)又は元配偶者(事実上離婚したのと同様の事情に入ることを含む)、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)による身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力を言います。

また、配偶者以外の恋人などの親密な間柄にあるパートナーからの暴力も含むものとします。

## ○な

### 二次被害

犯罪等による直接的な被害以外の、犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいいます。

## ○は

### 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法第3条の規定により、都道府県に設置義務(市町村の設置は努力義務)となっています。

本市では、同条第3項で定められている業務のうち、①相談業務、②緊急時の安全の確保、③生活自立支援の援助、④保護命令制度の利用援助、⑤居住施設の利用援助の5つを行っており、継続的にきめ細かく支援していくこととしています。

### ハラスメント

本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりする嫌がらせやいじめ行為のことを言います。

## ○ら

### ライフステージ

年齢(乳幼児期、学齢期など)やライフイベント(就職、結婚など)でわかる人生の各段階のことです。特に女性は、結婚・出産・介護などの選択や有無などでキャリア形成にも大きく影響があります。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年に開催された国際人口開発会議で提唱された概念であり、日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。

女性は、女性特有の健康上の問題に直面することがあるため、自分の身体について正しい情報を得ることや、自身の身体に関して自分で決定することにより、健康を保持する必要があります。これらの環境を得られるようにすることを一つの権利と捉えたものが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツとされています。

この考え方には、「いつ何人子どもを産むか」または「産まないか」を選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、生涯を通じての性と生殖に関する課題として幅広く議論されています。

定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領(1995)のパラグラフ 94、95、106(k)を参照。

URL:[https://www.gender.go.jp/international/int\\_norm/int\\_4th\\_kodo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html)

## ○わ

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことです。

ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会である」としています。

平成十一年法律第七十八号  
男女共同参画社会基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**

**第一章 総則**

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

**第二章 基本方針等**

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第三章 事業主行動計画等**

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要なる労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般

事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第三百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

**第一章 総則**

**(定義)**

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

**第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等**

**(基本方針)**

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第二章 配偶者暴力相談支援センター等**

**(配偶者暴力相談支援センター)**

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。))により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。))又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。))は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。))の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。))を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。))の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。))の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。))その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれ

に対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとして認められているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後

において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書

第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該

関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

##### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定（民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和七年一二月一〇日法律第八四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**

**第一章 総則**

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

**第二章 基本方針及び都道府県基本計画等**

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第三章 女性相談支援センターによる支援等**

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。))の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。))は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。))は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。))により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

かん

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

#### 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

平成18年12月20日条例第53号

改正

平成23年3月28日条例第4号

**市川市男女共同参画社会基本条例**

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける市川市を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会」とは、男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を最大限に発揮することができる社会をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会
- (3) 男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会
- (4) あらゆる暴力が根絶された社会

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現のために、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族一人一人が家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性を大切にす家庭

イ 家族が、生活設計の中で学習、仕事、家事、子育て、介護、地域活動等その時々に応じた多様な組み合わせの生き方を自ら選択することができ、それぞれの能力及び適性を認め合うことができる家庭

ウ 専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭

エ 子を産むという女性のみならず与えられた母性を尊重するとともに、育児における父性と母性の役割を大切にし、心身共に健康で安心して暮らせる家庭

オ ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。))及びこれらの暴力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。)や虐待の存在しない家庭

(2) 地域において実現すべき姿

ア 男女がその特性をいかしつつ、平等に地域の活動に参画し、互いに協力していくことができる地域

イ 男女の積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される活力ある地域

(3) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、研修、昇進等について性別を理由とする差別のない職場

イ 男女が共に長時間労働、過剰なストレス等から解放され、家庭生活、地域活動等へのゆとりを持つことができる職場

ウ 男女が子育て又は介護のための休暇及び休業を積極的に取得できるようになることにより、仕事と家庭の両立ができる職場

エ 妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて、適切な健康管理が行われ、母性及び子の最善の利益が尊重される職場

オ セクシュアル・ハラスメント(異性に対して、その意思に反して行われる性的な言動をいう。)のない、快適で安心して働くことができる職場

カ 自営の商工業又は農林水産業において、女性の労働が正当に評価される職場

(4) あらゆる教育の場において実現すべき姿

ア 男女が互いにその特性を尊重しつつ、それぞれの人権を大切にす教育

イ 必要に応じて適切に名簿の作成が行われる等、区別と差別とが混同されることのない運営がなされる教育

ウ 男女別実施による運動種目の設定、男女別室での更衣等が行われる等、思春期の性別に配慮した教育

エ 心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育

オ 進路指導において、個人の能力や適性が尊重される教育

カ 社会生活に必要な家事、子育て、介護、ボランティア等の体験を重視した教育

キ 男女共同参画社会の正しいあり方について学び、実践する教育

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念ののっとり、男女共同参画社会の実現を市の施策の基本として、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念ののっとり、男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画社会の実現のために自ら行動するとともに、市が行う男女共同参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第3条に規定する基本理念ののっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共に家庭と仕事の両立を可能とするた

めの職場環境を整備し、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

(年次報告等)

第9条 市長は、前条の基本的な計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策について調査研究をするとともに、この施策の成果について評価を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する事項について、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(広報活動等)

第10条 市は、市民及び事業者の理解を深めるよう、この条例の内容について周知するための広報活動をしなければならない。

2 市は、教育や男女平等に関する相談業務に携わる人を対象に、男女共同参画社会の実現を推進するための啓発を行わなければならない。

(市の人事管理等における公平の確保等に関する措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を公平かつ適切に評価するとともに、性別による不利益が生じることのないよう努めなければならない。

(苦情処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の実現の推進に関する施策又は男女共同参画社会の実現の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市川市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

## 第3章 市川市男女共同参画推進審議会

第13条 本市に、男女共同参画社会の実現を推進するため、市川市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

3 審議会は、非常勤の委員15人で組織する。

4 委員は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある人のうちから市長が委嘱する。

5 市長は、委員を委嘱しようとするときは、その一部について公募を行うものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、2回を超えて再任されることができない。

8 審議会の事務は、総務部において処理する。

9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成23年条例4号〕

## 第4章 補則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(市川市男女平等基本条例の廃止等)

2 市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に行われた前項の規定による廃止前の市川市男女平等基本条例(以下「旧条例」という。)に基づく措置がこの条例に違反していると認められるときは、市又は事業者は、速やかに、是正措置を講じなければならない。

(審議会に関する経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧条例第16条第4項の規定により委嘱された同条第1項に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日において、第13条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第13条第6項の規定にかかわらず、その者の旧条例第16条第6項の規定による任期からその者が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参考

○ ワーク・ライフ・バランス憲章



(内閣府「仕事と生活の調和」公式 Web サイト  
「ワーク・ライフ・バランス憲章」記載ページ)

○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律



(内閣府公式 Web サイト「政治分野における男女共同  
参画の推進に関する法律」記載ページ)

○ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)



(内閣府公式 Web サイト「条約全文」記載ページ)

○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律



(内閣府公式 Web サイト「性的指向・ジェンダー  
アイデンティティ理解増進」のページ)

○ 市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針



(市川市公式 Web サイト「多様性指針」説明ページ)

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	国	千葉県	市川市
1975 (昭 50)	・国際婦人年世界会議(メキシコ) ・世界行動計画 採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」設置 ・総理府「婦人問題担当室」設置		
1976 (昭 51)	・国連婦人の10年と宣言(第30回国連総会)	・「戸籍法」改正		
1977 (昭 52)		・「国内行動計画」策定(推進本部決定) ・「国内行動計画前期重点目標」取りまとめ発表 ・国立婦人教育会館開館	・「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978 (昭 53)			・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組 婦人班を設置	
1979 (昭 54)	・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		・各支庁に婦人問題担当窓口を設置	
1980 (昭 55)	・「国際婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名	・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981 (昭 56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定(推進本部決定)	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館 開設	
1982 (昭 57)			・「婦人問題推進のつどい」開催	・総務部婦人担当室 設置 ・勤労福祉センター内に婦人フロア(婦人ホーム) 開設
1983 (昭 58)				・「市川市婦人問題協議会条例」制定 ・啓発紙「いぶき」創刊
1984 (昭 59)		・「国籍法」改正 ・「戸籍法」改正		
1985 (昭 60)	・「国連婦人の10年(最終年)」ナイロビ世界会議(ケニア・ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・「千葉県婦人問題懇話会」設置	・「婦人行動計画」策定に着手
1986 (昭 61)			・「婦人フォーラム」県大会開催 ・「千葉県婦人計画」策定 ・「婦人の海外派遣(婦人のつばさ)」実施	・「男女平等社会への市川市行動計画案」を市川市婦人問題協議会に諮問
1987 (昭 62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (昭 63)			・「国際婦人フォーラム」開催	・「男女平等社会への市川市行動計画」策定
1989 (平 1)			・「婦人問題に関する意識調査」実施	・婦人会館(仮)着工

年	世界	国	千葉県	市川市
1991 (平 3)		・「新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」成立	・「さわやかちば女性プラン」策定	・婦人会館(仮)竣工 女性センターとして開設
1992 (平 4)		・内閣官房長官を婦人問題担当大臣に任命	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	
1993 (平 5)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(第48回国連総会)	・「婦人問題担当大臣」を「女性問題担当」に変更	・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 ・「女性会館(仮称)開設準備委員会」設置 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施	・「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」制定
1994 (平 6)	「ジャカルタ宣言」及び「行動計画」採択	・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を新設 ・総理府「婦人問題企画推進本部」を、内閣「男女共同参画推進本部」に改組		
1995 (平7)	・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・ILO156号条約 批准 ・「育児・介護休業法」改正	・第4回世界女性会議(NGO フォーラム)派遣事業実施	・「男女平等社会への市川市行動計画」改定 ・女性担当室を女性政策課に改称、同時に女性センター内に移転
1996 (平 8)		・「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) ・「男女共同参画推進会議(えがりてネットワーク)」発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター 開設	・「第4次実施計画」策定
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性問題担当」を「男女共同参画担当」に変更		
1998 (平 10)				・セクシュアル・ハラスメント相談窓口を開設 ・職員意識調査実施 ・女性大学院開講
1999 (平 11)		・「男女共同参画社会基本法」成立		・「第5次実施計画」策定
2000 (平 12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・介護保険制度創設 ・「ストーカー規制法」成立 ・「児童虐待防止法」成立 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「新・行動計画」策定に着手(職員ワーキング・グループ) ・女性センター開館10周年記念イベント「ウィズ10の集い」開催
2001 (平 13)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」改組 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」成立 ・内閣官房長官を内閣府設置法第9条に基づく特命担当大臣「男女共同参画担当大臣」に任命	・「千葉県男女共同参画計画」策定	・「市川市男女共同参画行動計画策定市民会議」による計画原案の策定 ・「市川市暴力被害母子等緊急一時保護等実施要綱」制定
2002 (平 14)			・「千葉県女性サポートセンター」開設	・「市川市男女共同参画基本計画」策定 ・「市川市男女平等基本条例」制定
2003 (平 15)				

年	世界	国	千葉県	市川市
2004 (平 16)		・「DV 防止法」改正	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2005 (平 17)	・第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006 (平 18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター 開設 ・「第2次千葉県男女共同参画基本計画」策定	・「市川市男女平等基本条例」を廃止、「市川市男女共同参画社会基本条例」を新たに制定
2007 (平 19)		・「DV 防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定		
2008 (平 20)				・「市川市男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ・「市川市男女共同参画基本計画第3次実施計画」策定
2009 (平 21)			・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010 (平 22)	・第50回国連婦人の地位向上委員会「北京+15」開催	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 行動指針」改正 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「第二次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定 ・「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
2011 (平 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足		・「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	・「市川市男女共同参画基本計画第4次実施計画」策定 ・「市川市DV防止基本計画(第1次実施計画)」策定
2012 (平 24)		・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・ちば県民共生センターを千葉県男女共同参画センターに名称変更	
2013 (平 25)		・「ストーカー規制法」改正 ・「DV防止法」改正		
2014 (平 26)				・「市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画」策定
2015 (平 27)	・第59回 国連婦人の地位向上委員会「北京+20」開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「第三次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定
2016 (平 28)		・「ストーカー規制法」改正	・「第4次千葉県男女共同参画計画」策定	・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
2017 (平 29)			・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)」策定	・「市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画」策定
2018 (平 30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立		

年	世界	国	千葉県	市川市
2019 (令 元)		・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正		・「市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針」策定
2020 (令 2)	・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催	・「第5次男女共同参画基本計画」策定		・「市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画」策定 ・「第四次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 第二次計画」策定
2021 (令 3)	・第65回国連婦人の地位委員会開催	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正	・「第5次千葉県男女共同参画計画」策定	
2022 (令 4)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」策定	・「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」制定
2023 (令 5)		・「DV防止法」改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」成立	・「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」成立	・「市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画」策定 ・「第五次市川市役所次世代育成支援行動計画」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画第三次計画」策定
2024 (令 6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	



ウィズプラン（市川市男女共同参画基本計画）

令和8年3月

市川市 総務部 ダイバーシティ推進課  
〒272-0034 市川市市川1丁目24番2号